

白野夏雲の神武天皇陵論

——真陵は畝火山全山——

外池 昇

はじめに — 「神武天皇御陵考」 —

本稿は、白野夏雲（以下、夏雲という）が明治十八年四月に著した「神武天皇御陵考」（本稿史料編）に拠って、夏雲による畝火山全山^①を神武天皇陵とする説について考察するものである。

夏雲が後世に名を残すに至ったのには、柳田国男の紹介によるところが大きいであろう。柳田・比嘉春潮編輯『島』（昭和九年前期）に掲載された柳田著「島の三大旅行家」は、田代安定・笹森儀助と並べて夏雲を取り上げ、その著作に『魔海魚譜』『十島図譜』のあることを述べるとともに、夏雲の孫に当る白野甲峯松から貸与された明治二十六年札幌宮司時代の履歴書によって作成された「白野夏雲翁略歴」を載せる。これによると、夏雲は文政十年閏六月二十六

日に甲斐国都留郡白野村で生まれ、静岡藩士で旧氏名は今泉耕作であり、明治五年二月に開拓使九等となつて以降、物産局、内務省地理寮・地理局、鹿児島県属、農商務省属、北海道庁属等を経て明治二十三年二月に札幌神社宮司となり、明治三十二年九月一日に逝去したことが知られる。その後柳田は、鹿児島県十島村役場編纂白野夏雲作『十島図譜』（昭和八年五月、単美社）に「序」を寄せ、それが早くも同年七月発行の柳田著『退読書歴』（書物展望社）に収録されている。^②

また、夏雲の曾孫の白野仁著『白野夏雲』（一九八四年六月、北海道出版企画センター）の「著書・論文」は、明治十八年四月「神武天皇御陵考」を載せない。同書に拠つて「神武天皇御陵考」を著した明治十八年四月前後の夏雲の履歴をみると、明治十二年以来鹿児島県属であったのが明治十七年十一月には上京して農商務省属となつていたことがわかる。夏雲はその農商務省では地質調査所事務取扱申付とされていた。^③事実「神武天皇御陵考」には「地質調査所農商務省三等属白野夏雲」と記されている。つまり夏雲は、市井の人として「神武天皇御陵考」を著したのではないのである。また「神武天皇御陵考」は宛名を欠く。いずれ陵墓に関する官庁に上申しようとしたものであろうが、これが何処に上申されたのかあるいはそもそも上申されなかったのか、仮に上申されたとしてどの様に扱われたのかは不明である。^④

「神武天皇御陵考」はその劈頭で「大和国歌傍山ノ東北ナル地名神武田中ニ於テ文久三年ノ

頃新二定メラレシ神武天皇御山陵ノ地ハ其当否イカ、有ヘキヤノ事」と述べる。ここに「神武天皇御陵考」の主題が明確である。それにしても、当時すでに奈良県高市郡山本村に治定されていた神武天皇陵を否定し畝火山全山を神武天皇陵とする説など、まさに空前絶後というべきである。

その構成は、夏雲自身による「其一」から「其十一」（但し「其六」は欠）までの簡条を立てつつそれぞれの史料毎に検討を加え自説を展開するものである。本稿では順序は夏雲によるものに従いつつ、項目としては夏雲自身による「其一」等の数字による番号ではなく、各史料の名称を採用することにした。

なお、以下の「神武天皇御陵考」の考察にあつては、原文の要旨を簡条書きに示して夏雲による史料の引用の内容と夏雲による主張を明確にすることに重点を置き、著者による議論は本稿の末尾で簡潔に述べることにしたい。これは本稿が、夏雲の「神武天皇御陵考」が有する稀有な発想とその論証を正確に把握し、今後の夏雲研究、また神武天皇陵研究にいかほどかでも生かされることがあればと考えてのことである。

一 史料を繙く

「御埋碑文」

夏雲は畝火山全山を神武天皇陵とする説を主張するのに先立って、神武田（ミサンザイ）がどのような根拠で神武天皇陵とされたかについて述べる。そのために夏雲が拠ったのが「御埋碑文」⁽⁵⁾である。まず夏雲は「御埋碑文」から引く。

・陵の年代は悠かに遠く封土は荒れ、「民」は収穫のために田とし、「美佐牟邪伊（ミサムザイ）」との地名だけが残る。

・「美佐牟邪伊」とは御陵のことである。調べて「封限」（範圍）もわかった。

・侵蝕を防ぐために「隍」を四周に設け、約一丈を掘りしはしば「朽木」を出し、「瓦器」等多数を得た。大きさは一様ではない。「製」は「古朴」で恐らく「上世祭祀ノ具」で、撤した後に陵の傍の閑地に積んだ。

これについて夏雲はいう。

・「封限」がわかったというがどのように調べたのか。「御埋碑文」は、「美佐牟邪伊」との地を掘って「朽木」「瓦器」多くと「古祭器」を得たことや「美佐牟邪伊」との地名を神武田が神武天皇陵であることの根拠とする。しかし、「美佐牟邪伊」との地名は本州の至る所にある。また、山陵の築造は厳密で当時は木材を用いなかったのだから「朽木」が出る訳がな

い。出たのならその理由をよく考えなければならない。「古器物」を出す地も諸州にある。まして本州なら出ない所はない。

・つまり、「美佐牟邪伊」の地名も「古器物」が出たのもそこが神武天皇陵であることの確かな根拠にはならない。まして「朽木」が出たというのならむしろ疑わなければならない。

『古事記』『日本書紀』

神武天皇陵について『古事記』は「畝火山之北方白檀尾上」と、『日本書紀』は「畝傍山東北陵」とする。夏雲は神武田（ミサンザイ）が『古事記』『日本書紀』のいずれの記述にも合致しないことを指摘しつつ、神武田（ミサンザイ）は神武天皇陵ではないとする。次の通りである。

・『古事記』のいう「白檀ノ尾上」に神武天皇陵はある。畝火山の「北方」の「白檀ノ尾上」を探せばそこにある。『日本書紀』にみえる「東北陵」は「ウシトラノスミノミサ、ギ」と読む。畝火山の「丑寅ノ隅」に神武天皇陵はある。

・「白檀ノ尾上」「丑寅ノ隅」でもない所に「ミサムザイ」の地名があっても、掘って「古器物」が出てきても、また「御石棺」に「行当」^⑥っても、それは別の御陵である。

また夏雲は、『日本書紀』に継嗣の綏靖天皇が亡父神武天皇の陵の「経営」に三年かかったこと^⑦を指摘し次のように述べる。

・神武天皇陵は「至大森蔽」であり、「千万年ノ後」でも決して「無知ノ細民等」が農具で平らにできるようなものではない。できる位ならどうして皇太子（綏靖天皇）が喪葬を司るのか。山陵の為に三年もかけるのか。

・皇太子の孝純、大勲のある神武天皇陵、当時の「開国」の勢い、薩摩・大隅・日向の神世三陵や「畿内近州」の大陵の壮大さ等を考えれば、「御埋碑文」の説は信頼できない。

『大日本史』

夏雲は『大日本史』について、『日本書紀』『古事記』からの引用であることを指摘するのみである。

『前王廟陵記』

夏雲は『前王廟陵記』について次のように述べる。

・『日本書紀』の「畝火山東北ノ陵」の訓みは「ウシトラノスミノミササギ」が正しく、「ウシトラノミササギ」は誤りである。『古事記』の「白禰ノ尾上」の訓みは「カシノヲノウヘ」が正しく、「シラカシノヲノウヘ」は誤りである。

・『前王廟陵記』は元禄十一年の刊行で元禄九年の「平安ノ人松下某」の「自序」がある。五代將軍綱吉の頃に当り柳沢吉保は神社・仏閣・山陵の事に携わった。

・『諸陵周垣成就記』は「内秘」で世に知る人はなかったが、柳沢の家臣の細井広沢が一本を

手記したものを夏雲が書肆の「古粉本」中から得た。それは『前王廟陵記』に似ている。『前王廟陵記』は『諸陵周垣成就記』に拠ったものか。

・この頃に神武天皇陵の御在所を誤り始めた。御陵関係の書籍は多いが『前王廟陵記』を引用しないものはなく、かつ『前王廟陵記』は『諸陵周垣成就記』に似る。『前王廟陵記』は「聖蹟」を主唱し時世を警めた嚆矢であるが、『古事記』の「白禱ノ尾上」を「シラカシノ尾上」と、『日本書紀』の「東北陵」を「ウシトラノミサ、キ」と読んだため、神武天皇陵の御在所は失われた。

『諸陵周垣成就記』

夏雲は、『諸陵周垣成就記』の細井広沢の「自序」（元禄十二年九月二十八日識）の「神武天皇ノ御陵畝火山ノ東北ニヲハシマス、田ノ中ニテシル人ナカリシ、所ノ民ジブノタトヨヒ侍リ、神武ヲ伝テアヤマルト見エタリ」を引き、これが神武天皇陵の御在所を誤ったものと指摘して次のように述べる。

・神武田は「神田」として寄せられた所である。水田であり、「池沼」のような有様であったのであろう。「低地陰湿」の場所で我われの祖先の「冢地」にもならない。「御埋碑文」はこのような神武田を神武天皇陵とした。

・「陵冢」の露出例を考えると「陵冢」は地面を掘って埋葬したのではない。「山岡」の地理を

考え地面をならして「棺」を据え、四方より「磐石」で「槨」を作り厚く「土砂」を盛り、「樹木等」を移したのである。

つまり、「地質」によっては土壌の粘力が少ないと「土民又ハ盜賊」が発かなくても風雨が浸蝕して露出することになる。これをどうして田に御在所があるというのか。

夏雲の主張はここに至って極めて明確である。神武田（ミサンザイ）は神武天皇陵ではないというのである。

しかし、神武田（ミサンザイ）は元祿年間に神武天皇陵とされたものではなかった。確かに『諸陵周垣成就記』は「自序」では神武田（ミサンザイ）を神武天皇陵としているが、同書の「神武天皇御陵」図には「植村右衛門佐領地／大和高市郡四條村」の小丘を描く。この小丘は「塚山」といわれこれ以降幕府によって神武天皇陵として管理された。⁸⁾この夏雲の誤謬は「神武天皇御陵考」を通じてのものである。

『廣大和名勝志』

夏雲は、『廣大和名勝志』「卷之廿一添下郡」の「畦樋村」「畝傍村」で神武天皇陵について述べる。『廣大和名勝志』には『談峰縁起便蒙』『大和志』『大和名所記』（『和州旧跡幽考』）『大和名所図繪』からの引用がみられる。以下にその要旨を引く。

・畝火山は、「巍然トシテ独立シ他山相連ナルナシ」という様子である。

- ・ 俗に「慈明寺山」という。
- ・ 畝火山口神社は昔は畝火山の山腹にあったが、今はその頂に遷され神功皇后を祀る。
- ・ 畝火山口神社は『神名帳』『日本三代実録』にみえ、宮寺を国源寺とする。西麓に神祠の趾があり今は御旅所という。山腹に馬繫という所がある。樋畦^(畦種)・大谷・吉田・慈明寺・山本・大窪・四條・小世^(泉)堂村等の氏神である。
- ・ 畝火山口神社では、「毎歳二月朔日」と「霜月初子日」に「摂州住吉社」から「禰宜一人」「土持一人」「僕一人」「馬一匹」が来て畝火山の土を取る事を旧例とする。いつからのことかはわからない。
- ・ 畝火山は「岩山」で「砥石」を出す。岩の間からしばしば「陶器」を出す。雨後はよく顕れることがある。これを見ると「人造」であって「天工」ではない。岩は硬く完全な形では取れない。「埴輪ノ類」であろう。
- ・ 昔この地は万願寺といい四十二院あった。その礎石はなお存する。
- ・ 夏雲はこれについて次のように述べる。
- ・ 『廣大和名勝志』の説は『大和名所記』も異ならない。
- ・ 畝火山口神社といい畝火明神といい、畝火村や近村の氏神でありながら神功皇后を祀るいわれはない。

・ 畝火山の土を「住吉ノ社」に運ぶ起原は不明だが、神武天皇が椎根津彦・弟猾等に「天ノ香山」の土を取らせ「天ノ平瓮」を作り「天神地祇」を祭った「埴安ノ御吉例」のようなものではないか。

・ 畝火山が「岩山」で「砥石」「埴輪ノ類」を出すというが、前にも述べた通り「古祭器」を出す地はどこにもある。「古器物」が出れば「古山陵」というのなら、畝火山も山陵ではないか。それなら畝火山は何天皇の山陵なのか。

この末尾の問いの夏雲自身による答は、もちろん、畝火山全山が神武天皇陵であるとするものである。

『古事記伝』

夏雲は、『古事記伝』が、『古事記』の「御陵ハ畝火山ノ北方白禱ノ尾上ニアリ」との文言について、「白禱尾上」は「カシヲノウヘ」と訓むこと、山の「ヲ」には「峯」^ツと「尾」^ツがあり、「尾」は鳥獸等の尾と同じく山の裾の長く引延べた所をいい、「白禱ノ尾」は畝火山の「北面」の「尾」で「白禱樹」が多くあるのでその名があることに注目する。その上で次のように述べる。

・ 「白禱尾上」を「カシヲノウヘ」と訓むのも、山に「峯」と「尾」があるというのもよい。
 ・ ただし、「尾」は鳥獸等の「尾」と同様山の裾の長く引延べた所をいうとするが、これは「尾」

の文字に拘わる説で我が国の通称の「尾」とは違ふ。我が俗には山に「峯」と「尾」があり、「峯」は高山の巔を、「尾」は「端山」「短山」「長山」等の巔をいう。幅の広いものを「太尾」、狭いものを「細尾」「瘠尾」等といい、樞があれば「カシハ尾」、樞があれば「ナラ尾」、笹のみが生えていると「サ、尾」、また「松ノ尾」「梅ノ尾」「滝ノ尾」等あるが皆山の頂を指す。そうであれば「尾」「尾上」「尾根」は皆山の頂で、『合類節用』にも「本朝ノ俗山巔ヲ謂テ尾ト云フ」とある。

・『万葉集』卷八は小治田朝臣廣耳「ほととぎすなく峯のうえに」と「尾」に「峯」を、同卷九は大伴卿筑波山に登る長歌「うそむきのほり岑のうへ」と「尾」に「岑」をあてる。この他嶺上を「尾ノ上」と訓むことはよくある。そうであれば、「尾」が山の頂をさすことは古くから今の俗と同じであつたことがわかる。

・「畝火山北面ノ尾ニテ」とあるが、神武天皇陵の御在所を畝火山の「北面」とするとは『古事記』『日本書紀』にもない。

・神武天皇陵の御在所を論じた書籍では、『古事記』『日本書紀』に「畝火山ノ北方」とあり、論者は多く畝火山の「北面」のみに注目してあれこれいうがその指す所は大差ない。

・「北ノ方」がどうして「北ノ面」のことになるのか。畝火山は「南面」に広がり「旧都」（橿原宮）に対し「南面」は山の表で、「北面」は険しく「旧都」に背き「北面」は山の裏である。

・神武天皇の山陵の地を定めるのに際し、山が陽に向い勢いが寛やかな「帝都」（橿原宮）に對する「表面」を措き、これに對して險しい「裏面」に神武天皇の遺骸を葬ろうとするのは理においてあり得ない。上代の「陵冢」の多くは「南面」するものではないか。

次いで夏雲は再び『古事記伝』から引く。その要旨は次の通りである。

・神武天皇陵は今不詳である。ただし、綏靖天皇陵と伝えられる所（スイセン塚古墳〔奈良県橿原市慈明寺町〕）は綏靖天皇陵でなく神武天皇陵であろう。そこは山本村の西の慈明寺村の南に連なる高所で畝火山西方の岡の上でまさに「尾上」の地形である。

・これは畝火山の西北に当り、『日本書紀』『延喜式』『諸陵寮式』の「東北」とは違うが、「御陰井上御陵」（安寧天皇陵）も畝火山の西にあるのに『日本書紀』には「南」とあり、必ずしも「東北」に固執するべきでない。

・『前王廟陵記』神武天皇陵条は「百年可り以來壞ツテ糞田ト為シ民其田ヲ呼ンデ神武田ト字ス、暴汚ノ所為痛哭ス可キナリ、數畝ヲ餘シテ一封ト為シ」「夫レ神武天皇ハ神世草味ノ蹤ヲ継ギ東征シテ中州ヲ平ケ王道ノ興リ実ニ此ニ創ル、我國君臣億兆ノ当ニ尊奉ヲ致スベキノ廟陵ナリ、澆季此ニ至ル、哀哉」という。

・『大和志』にも神武天皇陵は四條村に在るといふ。これは四條村の一町許東で畝火山から五〜六町東北の田の間に僅か三〜四尺許の高さの小丘で松一本・桜一本が生える。誰もがこれ

を神武天皇陵の趾と思うであろうが決してこれではない。まず地形が「白櫃ノ尾上」ではない。年が経てば山も平になることはある。それでも元の形は残るものだがこれは違う。山とは離れてその間に少しも「尾」の趾の小高い所はない。このあたりははじめから平原の地とみえる。

・ 上代の御陵等をみると昔の形が残るものもあり、発かれ壊され内の様子が窺われるものも多いが、どれも高大で石棺等が明瞭である。当時は厳密な制だったのであるが、さらに上代の御陵の名残りとはみえない。安寧天皇陵・懿徳天皇陵等は高大であるが、神武天皇陵すらがかりそめのものでもないであろう。

・ 「ヲコノモノ」（痴の者）が畝火山の東北にたまたまこの丘（神武田（ミサンサイ））を見つげ神武天皇陵を定めたのであろう。しかし、「白櫃ノ尾上」とあるのも考えず上代の御陵の様子も知らずでたらめである。

その上で夏雲はいう。

・ 綏靖天皇陵とされるもの（スイセン塚古墳）を綏靖天皇陵でなく神武天皇陵とするのは『古事記伝』の説ながら賛成できない。『日本書紀』の示す方位にこだわるべきでないとするのも承知できない。安寧天皇陵は『日本書紀』に「西南」とあるようにまさしく畝火山の西南に当る。『古事記伝』はどうしてこれを違うというのか。

・『前王廟陵記』『大和志』は四條村の「塚山」を神武天皇陵とするが違う。理屈をつけて「ヲコノモノ」が畝火山の東北にたまたま見付けて定めたもので、「白櫃ノ尾上」とあることも上代の御陵の様子も知らずでたらめだと『古事記伝』がいうのに従う。四條村の「塚山」は即ち文久に定めた神武天皇陵である。⁹⁾

『山陵志』

夏雲による『山陵志』の評価は総じて高い。まず夏雲は、『山陵志』が神武天皇陵の御在所について、『日本書紀』の「畝傍山東北ノ嶋」と『古事記』の「白櫃ノ尾上」を合わせて「畝火山東北ノ嶋ニテ白櫃ノ尾上ト云フ所ナリ」とするのは「活眼」とする。そして『山陵志』の神武天皇陵に関する記述を引いた後で、夏雲は自らの見解を述べる。

・檀原宮の白櫃は他から移したのではなく自然に生えていたので宮の名としたとするのには従う。

・尾上は山の嶋の尾のようなものとする点は、『古事記伝』と同じく未熟である。その尾を探したためかえって山の嶋をも見失い、畝火山の東北に向い隆起した所をここだというようになつた。惜しいことである。

・これを文久に「御新定」の四條村の御陵地に比べれば、なお「嶋」にも「尾上」にも因んでいるようである。¹⁰⁾

次いで『山陵志』からの引用である。

・『大和志』は「御陵山」を神八井の「墳」とする。神八井は畝火山の北に葬ると『日本書紀』にはあるが、その山隅の平地の場所はわからない。ところが『大和志』はこれを認める。それなら神八井は人臣なのにその墓をなぜ「御陵」というのか。今「御陵」といわれているものは「土人」の「口碑」によるもので偽りではない。よく考えることである。好事者による臆断で付会するような事柄ではない。

続けて夏雲は次のようにいう。

・「訛」を伝えるのも「土人」の常で「帝陵」だからといって「御陵」と伝えるとも言えない。この頃でも「土人」が「神武田」を「治部ノ田」、安寧天皇陵を「姉山」、綏靖天皇陵を「主膳塚」ということがある。

・神八井命は綏靖天皇の兄で、神武天皇の諒闇に際して兄弟が協力し「帝冢」（天皇陵）を安全ならしめた勲功もある。特に綏靖天皇の「孝純」は、神八井耳命にも弟道を尽くしたことであろう。

・神八井耳命は綏靖天皇四年四月に亡くなった。神武天皇に次いで嚴重のことであり、「土人」が御陵と伝えない理もないとはいえない。

・それが好事者の臆断で付会するようなものではないというのは、もとより為にする所があつ

ていうのである。

・それは『古事記伝』に、神武天皇陵は今わからない、ただし綏靖天皇陵といわれているものは綏靖天皇陵ではなく神武天皇陵であるとした条を指す。

・このように人の言を臆断とし、『山陵志』も「土人」が神八井耳の冢と伝えたものを神武天皇陵であるというのであれば、同様に臆断とされることから逃れることはできない。

さらに夏雲は、『山陵志』に「其状高壮ナラス、且宮車ニ象ラス、乃チ以テ上古大朴製未^(制)タ備ハラサルナリ」とあるのを引いて次のようにいう。

・神武天皇陵を「高壮」でないとするのは、神武天皇陵のために決して賛成しない。

・上古は大朴であり「製」(制)は定まっていなかったとするが、陵を「宮車」に象り境域を定め役夫を制限するのは後の「御制度」で、上古には自ずから上古の「御制度」があった。

・『山陵志』は「男女陵冢」の「異形」について述べない。これは、薩摩・大隅・日向のような「上古陵冢」が多く遺るものによって知られるのみである。

夏雲はさらに、『山陵志』の註にみられる『廟陵記』からの引用を指摘する。次の通りである。
 ・畝火山東北陵は百年以来耕作され糞田となり神武田という。なお数歩を残してひとつの「封冢」となる。今その地を問えば神武田という。しかし平地であり山の嶠を東北に三町ばかり隔たり「尾上」に合わない。数歩を余して「一封冢」があるがこれも神武田ではない。神武

- ・ 田を東北に三町ばかりに古墳（四條村の「塚山」）がある。これを指している。
- ・ 民の無知は「地利」を貪りみだりに「天子ノ陵墓」を墾く。しかしそれが石棺に及ぶと恐れ
て侵さない。遂に数歩を余して「封冢」となす。物の情というものである。
- ・ 地を均し糞田とする。それで平気である。
- ・ どうして「封冢」を三町も外に営もうとするのか。この古墳は陪葬した所ではないのか。神
八井の墓であつても決して神武天皇陵ではない。
- ・ 神武田は一名「美替佐伊（ミサンサイ）」というが「美佐々岐」（ミササキ）が訛つたもので
ある。「山陵」と「廟」は通じる。今神武田を「美佐々岐」という。それはそこにかつて廟
があつたことによる。
- ・ かつて神武天皇の祠廟が神武田にあつたと伝える。それが水に流され大窪村に遷つた。大窪
寺の趾に国源寺がある。国源寺もかつて神武田の傍から移されたと伝える。
- ・ 『多武峯記』によると泰善法師が天延二年三月十一日に畝火山の東北で会つた奇老人が「私
のために『大乘法』を講じ国家の幸福を祈れ。自分は人皇の始祖である」といい見えなくなつ
た。泰善はこれを「瑞」とし毎年三月十一日に来て「法華経」を誦した。そのため貞観二年
に大和守藤原国光が堂宇を建て国源寺と号したという。その説は嘘である。僧侶の常である。
しかしその堂宇はこれによって創まり神武田の傍を塔垣内という。当時堂廟を建てた所なの

で「美佐々岐」と称したものか。

夏雲はこれについて述べる。

・これらは皆賛成である。とりわけ、平地で山嶋から東北三町離れ「尾上」の名に合わないとする事といい、世俗では「陵」と「廟」は通じるとすることといい、これは当時陪葬する所とすることといい、「美佐々岐」の名は堂廟があることによるとすることといい、神武田（ミサンザイ）は神武天皇陵ではないと断言する論拠にふさわしい。

・薩摩・大隅・日向では大きな陵冢があれば近くに二〜三の小冢は必ずある。「土人」はこれを「控へ冢」という。

・「御埋碑文」が掘って得たという「朽木」の類は当時の堂宇のものであろう。

『聖蹟図志』

夏雲が最後に取り上げた史料は『聖蹟図志』である。『聖蹟図志』に豊富に載せられた図から夏雲は四図を選んだ。その四図について述べる。

「第一大和国高市郡畝火山四方ヲ示ス」は、『聖蹟図志』では「山陵位置之図第一大和国」と題されたもので、当該地域の概略を示す。

「第二畝火山南面之図」は、『聖蹟図志』では「大和国高市郡檜隈及身狭越智並畝傍山四辺諸陵図」と題された図から「畝傍山南面」と題された周囲を載せたものである。なお図中に「一

田砥石山雨後岩際ヨリ陶器出スト云ヲ^{ママ}』とあるのは、すでにみた『廣大和名勝志』の記述とよく符合する。

「第三畝火山西北面之図」は、『聖蹟図志』では「畝傍山西北面之図」と題された図の全部を載せたものである。夏雲はここで特に、山口神社の御旅所と慈明寺村が畝火山西南面の麓に位置することを指摘し、畝火山は一名慈明寺山ともいい、慈明寺村は畝火山脈の起こる所に存するとする。

「第四畝火山北面之図」は、『聖蹟図志』では「畝火山北面」と題された図の全部を載せたものである。夏雲はここで特に、「山本村神武田」が文久に新たに定められた「神武天皇ノ新御陵」であること、畝火山にある「御陵又丸山」が『山陵志』のいう神武天皇陵であること、四条村の「塚山」が文久以降の綏靖天皇陵であること¹²を指摘する。いずれも、「誤」って神武田（ミサンザイ）が神武天皇陵とされたことを取り上げるものである。

二 夏雲の主張

時期区分

夏雲は、これまでの各種史料を取り上げての議論に区切りをつけ、畝火山全山を神武天皇陵とする自説の開陳に専念する。まず夏雲が述べるのは神武天皇陵の御在所を「誤」ったこと

時期区分である。

まず「第一期」である。

・貞観二年に藤原国光が多武峯の僧泰善の言により「神武帝廟」および堂宇を建立した。それは「仏徒妄誕」の説で、畝火山後背の神武天皇陵の御在所に論を及ばさなかつた。

次いで「第二期」である。

・元禄十年に幕府の嚴命により御陵の周垣が正された時、その役に任じられた人びとが深く考へもせずこの堂廟跡を神武田⁽¹³⁾というのを認めて神武天皇陵を定めた。

さらに「第三期」である。

・文久三年の御陵をめぐる動向の際、元禄に周垣も整えられミサンザイとの地名もあり掘つて「古器物」を得たので、神武天皇の「新御陵」が定められた。

夏雲に言わせればこれらは総て「誤」つたものであつた。

そして夏雲はこの誤つた神武天皇陵について「カケマクモカシコケレト神武天皇ノ真御陵ハ正シク此ニアラスシテ別ニ坐スヘキハ論ナク」とした上で、「其別ニ坐スヘキ真御陵ノ御在所ヲ茲ニ陳述スルニ方リ、先ツ畝火山ノ形勢ヨリ説キ起スヘシ」と「畝火山ノ形勢」に注目した議論を始める。

「畝火山ノ形勢」

夏雲は「畝火山ノ形勢」を述べるに際して「第一図畝火山正面」「第二図畝火山後面」を掲げる。ただし夏雲は「神武天皇御陵考」本文では「甲乙二図」とする。夏雲はこれらの図を駆使して自説を展開する。要旨は以下の通りである。

・ 畝火山の形勢は東北に聳え岨そびち西南に寛く延びた野中に独立した「丘山」である。山勢が寛く延び「帝都」(檀原宮)に向った西南面が「表面」で、これに背を向けて聳え岨そびだつた東北面が「裏面」である。

・ それでは『古事記』の「白檣ノ尾上」はどこか。「尾上」「尾」が我が俗では古くから「山ノ嶺」であるなら、畝火山の南方で「檣樹」が多い所を「檀原ノ宮」としたのであり、「宮樹」(「白檣」)が畝火山頂上まで連なるのであれば畝火山の頂も「檀ノ尾上」と称したのであろう。

畝火山の頂が「白檣ノ尾上」なら神武天皇陵はそこになくはならない。

・ 次いで『日本書紀』の「丑寅(東北)ノ嶋」はどうか。畝火山は東北に切り立ち西南に寛く延び更に東北に向つて少しづつ高くなるのであるから、一番高い所が「白檣ノ尾上」であり「丑寅ノ嶋」である。

・ 『山陵志』も「東北ノ嶋」の「白檣ノ尾上」に注目したのは「活眼」であったが、実際にはその「山嶋」の指す方向に山を越え東北の麓に下りたところを山の嶋とみて、「土人」が神八井耳命の塚とするにもかかわらず神武天皇陵はここだといった。

これは、『古事記伝』が『日本書紀』が示す方位にも拠らず（スイセン塚を取り上げて）綏靖天皇陵と伝えられているが実は神武天皇陵だというのに比べれば優れているようではある。しかし五十歩百歩である。

・『古事記』の「白禱ノ尾上」が『日本書紀』の「丑寅ノ嶋ノ御陵」なら、畝火山の「表面」が「帝都」に向いた西南の麓に畝火山口神社の趾があることから、当時まさに畝火山全山を「皇祖」（神武天皇）の「御陵山」と定められたことは明らかである。

・そうであるなら、規模の「壮大」な神世三陵や畿内近州の著名な大山陵に比べても「御大祖ノ御陵」と尊称して恥のないものといふべきである。

・皇太子（綏靖天皇）の「御孝純」で「大御心」を専ら「御喪事」に留めたのも尊いことである。

・畝火山は「御峯山」ともいう。「御峯」とは「皇祖」の「大峯」なので尊称する。

・畝火山口神社は中古山頂に遷り麓にはその旧趾があり今は「御旅所」という。

・山口神社は元来神武天皇の「御廟所」であり、中古山上に遷し後にその祭神も神功皇后となったが、この「御山」に神功皇后を祀る謂れはない。

・神武天皇は「人皇ノ大御祖」でありこの「御陵」を「人王御陵」ともこの「御山」を「人皇山」とも「土人」は称したが、後に「人皇」をも「人王ヒトノウ」というようになり、さらに神功皇

后の名が一時高かったので「人皇」を「神功」^{ニシゴウ}とも「土人」^{シシゴウ}は訛ったこともないとはいえない。乱世が続いた頃にはついに関連書もその訛伝を記したか。それなら畝火山口神社は上代には神武天皇の「御廟」であり、この「御廟」を中古に山上に遷したので今は山上に存する。御社は神武天皇の「大廟」である外にはない。

・訛伝の例としては、神武田を「治部の田」、安寧陵を「姉山」、綏靖陵を「主膳塚」とする等がある。

・日向は神武天皇がしばしば「神都」を遷した地で至る処に古陵冢も多く、宮崎の北の高岡郷などはその野原にまさしく四十八所の古墳が連なつて遺る。これらの墳上には社堂のあるものとなないものがある。その社のあるものを問うと天神という。天神とは何かと問うと天満天神とも知らないともいう。その堂のあるものを問うと地藏という。

・これは上代に天ツ神・国ツ神の称呼も正しく、天ツ神を葬った墳を天神の墳、国ツ神を葬った冢を地神の冢と伝えるのを、後に菅原の神が天満天神の号を賜り天満天神の名が世に高く総ての天神の社は皆天満天神の社と「土人」が考えるようになったのと同じ例といえる。

・また薩摩の可愛の山陵（天津日高彦火瓊杵尊陵）は古くは山上に「大廟」があつたのを後に山腹に遷し麓には「御廟」はない。大隅の高屋の山陵（天津日高彦火火出見尊陵）は山上に「小社」が、麓に「大廟」がある。大隅の吾平の山陵（天津日高彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊

陵)も山上に「小社」がある。日向鵜戸の「御廟」がある。これらの例によれば、神武天皇陵も御陵所に「小社」が山下に「大廟」があったのが後に山下の「大廟」は廃して山上の「小社」のみ存したのかも知れない。

・それなら、後に山口神社を山上に遷したのではなく、山上の御社だけが残ったということである。

・後世に神功皇后を畝火山に祀ったにもせよ、『古事記』にいう「白禰ノ尾上」は畝火山の頂で、『日本書紀』にいう「丑寅ノ嶋」は畝火山上の嶋を指し、畝火山口神社趾からみれば畝火山全山はまさしく神武天皇の「御陵山」である。

・『古事記伝』が綏靖天皇陵を神武天皇陵とし、『山陵志』が神八井命の冢を神武天皇陵とするのは臆断である。

・夏雲が畝火山全山を「御陵山」(神武天皇陵)とし、その山頂を「白禰ノ尾上」とするのもまた臆断というのか。しかし臆断とは皆その人の卓見であるから、多くの人びとの臆断を集めて「塩土老翁」を待って教えを乞いたい。「淡海老嫗」「塩土老翁」が現れる時はくるだろうか。

小括

これまでにみた夏雲の議論の主要な点をまとめると、概ね以下の通りである。

・『古事記』『日本書紀』が示す神武天皇陵の場所は、畝火山の外ではなく、畝火山の山頂を示すものと解するべきである。また畝火山は、南西にゆるやかに拡がり橿原宮に面し、北西は厳しく切り立っている。従って南西が表面で北西が裏面である。ならばこの畝火山全山を神武天皇陵とするべきである。

・現在治定されている神武天皇陵（神武田（ミサンザイ））は、『古事記』『日本書紀』の記述にも合わず、到底真の神武天皇陵とはいえない。

これらの中には夏雲が地質調査所、また農商務省に属していればこそその事柄も多分に含まれていると思われる、例えば左の諸点等である。

・『諸陵周垣成就記』条にみえる、「陵冢」の造営の際の「棺」「槨」等の据付について注目する点。

・『広大和名勝志』の条にみえる、畝火山は「岩山」で「砥石」を出すとする点。

・『古事記伝』条にみえる、山の形状を示す語（「尾」「峯」等）、また畝火山及びその周辺の植生（「櫃」）に注目する点。

・『山陵志』条にみえる、橿原宮の植生（「白櫃」）に注目する点。

・『聖蹟図志』条にみえる、畝火山の形状に注目する点。

「御陵地ノ兼テ相違セシコト」

ここまで縷々「神武天皇御陵考」を読み解いてきて、神武天皇陵についての夏雲の考えは明瞭である。畝火山全山が神武天皇陵だというのである。しかし考えてもみれば、神武天皇陵畝火山説を夏雲が唱える以上、それは神武天皇陵神武田（ミサンザイ）説、つまり当時における神武天皇陵の治定の否定と表裏一体であることは極めて当然である。

夏雲もこのことに大いに自覚があった。しかも、神武田（ミサンザイ）が神武天皇陵ではないと考えるのは夏雲ひとりにとどまるものではなかった。夏雲はいう。

当御陵地（神武田（ミサンザイ））ノ兼テ相違セシコトハ往々世人中ニモ私評致候者モ不尠、夏雲等モ再時本州ニ立入右新御陵ヲ拝シ奉ル毎ニ果シテ世人私評ノ如ク全ク御真地ニハアルマシキ事ヲ深ク疑惑セシ

ここに「往々世人中ニモ私評致候者モ不尠」とあるのは、神武天皇陵は間違っているということ。「私評」する人は少なくないということである。「世人」に対する神武天皇陵のいわば信憑性はこの程度のものだというのである。それにしても、この時期の神武田（ミサンザイ）神武天皇陵否定論が刊行されあるいは報じられた例など少なくとも管見の限り確認されない。天皇陵の治定についての社会一般における議論は、この時期すでに制限されあるいは禁じられていたのであるうか。

振り返ってみると、明治天皇は大和国及び京都市幸の途次、明治十年二月十一日の紀元節に

神武天皇陵を親祭し告文を奏している。その様子について『明治天皇紀』同日条綱文は「正服著御、神武天皇畝傍山東北陵に臨幸し、御拝あり、御告文を奏したまふ、儀仗兵の整列、御拝の次第等、総て後月輪東山陵（引用註、孝明天皇陵）に於けるが如し¹⁵」とする。このように、神武天皇陵が神武田（ミサンザイ）に治定されていることを前提とした国家的儀式はすでに完成していたのである。それを経てなおと言うべきか、それを経てこそというべきか、すでに治定されている神武天皇陵についての少なからぬ人びとによる「私評」が存在するという夏雲の言は、大いに興味をひく。しかし、それらは一体どのようなものなのか。手掛りは皆無である。

さて、夏雲はさらに次のようにいう。

右等ノ外人（諸外国から来日した外国人の中でも特に国文学・国語学に通じた人びと）ニシテ一度本州ノ实地に立入り適々皇祖御大陵ヨリ真偽当否等世上ニ論弁セン或ハ新聞紙其他ニ掲載吹聴スル等ノ場合ニ至ルアラハ御体裁ノ関係モ少カラス

これは夏雲の抱いた危惧である。夏雲自身は、神武天皇陵の「真偽当否」が「世上」における「論弁」の対象となることなど全く望んではいなかったたのである。

このことは「神武天皇御陵考」そのものについて考えるに際して重要である。夏雲による「神武天皇御陵考」は、決して当時の社会一般に訴えかけようとしたものなどではない。宛先は不明ながら神武天皇陵に関する事柄を管掌する何れかの官庁等に差し出すべく著された「上申書」

なのである。「今更彼是陳述センコト職外潛越(體)ニ涉リ恐懼ニ堪ヘ」ずと述べたことといい、「願クハ其徵哀ヲ納レラレ以テ越俎ノ言ヲ罪セラル、コトヲ免ル、ヲ得ハ何ノ幸甚カ之ニ過キン」と「神武天皇御陵考」を結んだことといい、夏雲が市井の人としてこれを著したのではないこととあらわれとしてみられなければならない。夏雲は「神武天皇陵御陵考」を、「地質調査所農商務省三等属白野夏雲」として著したのである。

おわりに

畝火山全山こそが神武天皇陵であるとす夏雲による「神武天皇御陵考」は、神武天皇陵をめぐるさまざまな議論の決して短くはない経緯においても、まさに類例をみないものである。もしこれがその通りであったなら、何と雄大な神武天皇陵の姿であったことかとすら思わずにはいられない。仮にこの説が採用されて神武田（ミサンザイ）の神武天皇陵の治定が解除され畝火山全山が神武天皇陵として治定されるようなことにでもなっていたならば、その後の周辺の景観も全く異なる変化を遂げたことであろう。

これまでの神武天皇陵をめぐる研究史では、夏雲は全く取り上げられることがなかった。そして夏雲についてのこれまでの研究でも、「神武天皇御陵考」は触れられることはなかった。いつてみれば本稿は、神武天皇陵研究と夏雲研究の双方に対して新たな史料を提供したものといえ

る。とはいえ本稿の著者は天皇陵研究を主軸とする者である。夏雲についての理解が足らなかつたことを恐れる。各位の指摘を待つばかりである。

註

- (1) 『古事記』は「畝火山」、『日本書紀』は「畝傍山」と表記する。「神武天皇御陵考」における夏雲の表記も「畝火山」「畝傍山」の間で揺れるが、数の上で言えば「畝傍山」の方が多い。本稿では基本的には「畝傍山」とし、史料の引用の場合はそれに基づく。
- (2) その後「島の三大旅行家」は柳田著『島の人生』（創元社、昭和二十六年九月）に収録された。そして『十島図譜』に寄せた「序」とあわせて、『定本柳田國男集』（筑摩書房）第一巻・第二十三巻、『柳田國男全集』（同）第七巻・第十九卷等に収録されている。
- (3) 白野仁著『白野夏雲』「著書・論文」四四五頁。
- (4) 但し、「史料編」でも述べたが「神武天皇御陵考」の原本は確認されていない。従って原本に宛名がなかったとも言いかれない。
- (5) 「御埋碑文」については拙稿「神武天皇埋碑と擬刻」（成城大学民俗学研究所『民俗学研究所紀要』第三十四集、平成二十二年三月）を参照。
- (6) 「御石棺二行当リタル」とあるのは、神武田（ミサンザイ）の埋葬施設（「石棺」）に掘り当ったことを示すと思われるが、少なくとも著者はそれを示す史料を知らない。
- (7) 「神武天皇御陵考」本文では「大御祖ノ御山陵ヲ御経営アラセラル、ニ当リシカモ丁丑ノ歳ヨリ乙卯ノ歳マテ三年ノ日次ヲ費シ給ヘリ」とあるが、『日本書紀』には神武天皇の崩御を「甲辰」、畝傍山東

北陵に葬られたのを「乙卯」とし（『神武天皇紀』）、夏雲が「丁丑ヨリ乙卯マテ」とする根拠は不明である。いづれにしても綏靖天皇が長い年月を神武天皇陵の築造にかけたことに注目するのが夏雲の主旨である。

(8) 奈良奉行所与力・同心による陵墓についての動向の記録である「元禄年間山陵記録」（秋山日出雄・廣吉壽彦編『元禄年間山陵記録』平成六年三月、財団法人由良大和古代文化研究協会）も、神武天皇陵については専ら四條村の塚山を取り上げるのみで、神武田（ミサンザイ）については触れるところがない。

(9) 先にも指摘したように四條村の「塚山」は、文久の修陵で神武天皇陵とされたのではない。ここでも夏雲は誤謬を犯している。

(10) ここでも夏雲は誤謬を犯している。文久に新たに神武天皇陵とされたのは、神武田（ミサンザイ）であつて、四條村の「塚山」ではない。

(11) 『山陵志』の原文は「不甚高壯」とあり、部分否定の表現である。夏雲は自説の補強のために「甚」を故意に削ったのであろうか。

(12) 夏雲は四條村の墳丘を「文久中ヨリ今ニ至ツテ綏靖天皇ノ御陵トスル所ニテ」と述べるが、四條村の「塚山」が綏靖天皇陵とされたのは明治十一年二月である（『御陵墓府縣分帳全』、宮内庁書陵部保管、一冊、一六八函九〇号、『和漢図書分類目録下』（昭和二十八年三月、宮内庁書陵部））。

(13) 元禄期に江戸幕府が神武天皇陵としたのは四條村の「塚山」である。ここでも夏雲は文久の修陵以前の神武天皇陵の所在地について錯綜している。

(14) 『神武天皇御陵考』本文には「東西ニ聳へ岨子」（傍点引用者）とあるが、「西」を「北」の誤りとみて、「東北ニ聳へ岨子」（傍点引用者）と改める。その理由は、「東西ニ聳へ岨子西南ノ寛ク延タル」で

はそもそも畝火山の形状に合わず（現況も、夏雲が「神武天皇御陵考」を著した明治十八年も、畝火山の形状はほとんど変化ないものと思われる）、さらに「神武天皇御陵考」の別の場所には「畝火山丑寅ノ方面ニ向ツテ墳然隆起スル所」、「東北ニ切立タルカ如ク西南ニ寛ク延テ更ニ東北ニ向ツテ漸ク高ケレハ」とあることによる。

(15) 『明治天皇紀第四』（昭和四十五年八月、吉川弘文館）五十六〜七頁。

史料編

ここにその全文を翻刻するのは、宮内公文書館所蔵白野夏雲著『神武天皇御陵考』である。以下は、宮内庁ホームページの「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」による「資料詳細（宮内公文書館）」による。

識別番号 四〇五六〇

目録名称 陵墓資料（考説・考証資料）神武天皇御陵考

作成年 明治十八年

簿冊情報 C2-401 陵・火葬塚・分骨所・灰塚／白野夏雲／1代

作成・取得部局 諸陵寮

白紙に毛筆で楷書で書かれており、末尾に「大正十五年三月十九日於図書寮上田彦熊写^印」とある。原本は確認されない。

「神武天皇御陵考」は書陵部図書寮文庫にも所蔵されている。やはり「書陵部所蔵目録・画像公開システム」によると次の通りである。

函架番号 陵・七〇六

書名 神武天皇御陵考（明治十八年）

編著者 白野夏雲

刊写年次

大正十二年十二月写、諸陵寮

点数

一

家別

諸陵寮本

この図書寮文庫本は十三行「宮内省」の罫紙を用い毛筆で楷書で書かれており、末尾に「大正十二年十二月謄写了末廣休市」とある。また、以下の通りの内容が内表紙裏に記されている。

出所及所蔵者

足立男爵

採集者

外寄覺

謄写年月

大正拾貳年拾貳月拾日

写字

末廣休市

交合

和田軍一

写図

林心清

以下、宮内公文書館本を底本に翻刻するにあたっての留意事項を述べる。

・適宜、図書寮文庫本を参照した。必要に応じてその旨註記した。

・「片」「左」「メ」等は、「トキ」「トモ」「シテ」等とした。

・図は省略した。図は彩色で精緻であるが、図に付された説明は翻刻しており、これによって理解は充分行届くと考えた。

- ・ 今日用いられている字体に拠ることを基本とした。但し、本字に拠った箇所もある。
- ・ 適宜読点を補った。
- ・ 明らかな誤字は訂正した（「日本書紀」を「日本書紀」、「諸司代」を「所司代」とする等）。
- （ ） に正しい字を示した箇所もある。

「神武天皇御陵考」

大和国畝傍山ノ東北ナル地名神武田中ニ於テ文久三年ノ頃新ニ定メサセラレシ神武天皇御山陵ノ地ハ其当否イカ、有ヘキヤノ事

右謹ンテ按スルニ

当時正六位上大和介種松撰スル所御埋碑文ニ曰ク、伏テ惟ルニ陵ノ年代悠邈ニシテ封土荒類シ民土毛ヲ貪リ半ハ夷ケテ田トナシ其存スル所僅ニ美佐牟邪伊ノ地名ノミ、美佐牟邪伊ハ即チ御陵ナリ、各ニ抛ツテ実ヲ徴シ確ニ封限ヲ得タリ、是ニ於テ隍ヲ四周ニ置キ以テ他日ノ侵蝕ヲ防カント欲シ掘ツテ丈許ニ至レハ往々朽木ヲ出シ又ハ瓦器許多或巖瓮或手抉平杯窪杯高杯ノ類ヲ得タリ、大小一体ナラス製ノ古朴ナル蓋上世祭祀ノ具ニシテ撤シテ後陵傍ノ閑地ニ委積スルモノナリ云々

夏雲曰、本文ニ確ニ封限ヲ得タリト云フ、其抛トスルモノ固リ此簡單ナル御埋碑文ニ見ル

所ニ止ルヘカラスト雖モ其ハイカナル御取調ノアリツラン、今知ルニ由ナケレハ先ツ茲ニハ御埋碑文ヲモテ其拠ト為スモノニシテ論スヘシ、サテ御埋碑文ニハ専ラミサムザイノ地名ト掘ツテ丈許ニ至リ往々朽木其他瓦器許多及ヒ古祭器物ヲ得ルヲ以テ確ナル拠トスルモノ、如シ、然レトモミサムザイノ地名ハ本州至ル所皆アリ、且山陵ノ御經營ハ森嚴至密ニシテ當時木材ヲ用ユヘキノ理ナケレハ今此地ニ朽木ヲ出スヘキノ理アラシヤ、然ルニ之ヲ出セリトセハ其出スノ理由ヲ深ク考フヘキモノナリ、又其古器物ヲ出スノ地モ諸州皆アリ、況シテ本州ニ於テヤ、所トシテ出サ、ルハナシ、サレハミサンザイノ地名モ古器物ヲ出セルモ元來此天皇ノ御陵御在所ノ確タル拠トナシ難ク、シカモ上ツ代御陵ノ御經營ニ用ヒサルノ朽木ヲ出セルニ至ツテハ弥々疑ハサルヲ得ス、朽木ヲ出セルノ理後段自ラ言フモノアラン

凡ソ神武天皇御陵ノ御在所ヲ指セルノ書籍少シトセスト雖モ皆其出所ヲ問ヘハ古事記日本書紀ノ二古典ニ拠ラサルハナシ、故ニ御陵ノ御在所ヲ書籍上ニ取調フルニ於テハ古事記日本書紀ノ二古典ニ就テ最モ心ヲ潛メ求ムヘキノ外多ク他ノ書籍ヲ引用スルモ其益ナキニ似タリト雖モ今左ニ右ニ古典ノ外御陵ノ御在所ヲ言フニ専ラナル二三書ノ見ル所ヲ併セ挙ケ以テ之カ參考ニ備ヘントス

其一古事記ニ曰ク、凡テ此神倭伊波禮昆古ノ天皇御年 壹百參拾漆歲御陵ハ畝火山ノ北方

白禱ノ尾ノ上ニ在セリ

夏雲曰ク、本典ニ云フ、白禱ノ尾上コソ確タル御陵ノ御在所ナレハ御陵ノ御在所ハシハラク措テ先ツ畝火山ニ就テ其北方ナル白禱ノ尾上ト云フヘキ地ヲ求ムヘシ、白禱ノ尾上サヘ求メ得タランニハ御陵ハスグ其処ニ在スヘキ

其二日本書紀ニ曰ク、七十有六年春三月甲辰二天皇檀原ノ宮ニ崩ス時二年一百二十一ナトセアルトシナカツキナカフフツカウチヒヤマウシトラスミミサキカクシマツリ七歳明年秋九月乙卯ノ朔丙寅ニ畝火山ノ東北ノ陵ニ葬ヲ云々

夏雲曰ク、本典ニ東北ノ陵トアルヲウシトラノスミノミサ、ギトヨムヘキコトイトモ有難カリケレ、サレハ畝火山丑寅ノ隅コソ正シキ御陵ノ御在所ナレハ先ツ畝火山ニ就テ其丑寅ノ隅ニ当ルヘキ地ヲ求ムヘシ、丑寅ノ隅ノ地サヘ得タランニハ御陵ハスグ其所ニ在スヘキナリ、前二モ言ヘルカ如ク古事記ト此書紀ノ二古典ハ御陵ノ御在所ヲ書籍中ニ知ルヘキ正シキ扱ナレハ古事記ノ白禱ノ尾上ニモ当ラス書紀ノ丑寅ノ隅ニモ当ラス地ニアリテハタトヘ其地名ノミサンザイトアルニモセヨ又掘リテクサノ古器物ヲ得ルニモセヨ更ニカシコクモ御石棺ニ行当リタルニモセヨ其ハ別ノ御陵墓ニテ大御祖ノ御大陵ニアラサルヘキノ理ハ既ニ知レタリ

其二同書ニ曰ク、神日本磐余彦天皇崩マヌ時ニ神渟名川耳尊孝性純ニ深ク悲慕フコト已ムコトナシ、特ニ心ヲ葬祭ノ事ニ留タマハリ云々

夏雲曰ク、神渟名川耳尊ハ即チ綏靖天皇ニテ此時ハ皇太子ニ在マセリ、御性德斯ノ如ク御孝純ニ在マシ当時天下ノ富ヲ以テ開國ノ御大勲アル大御祖ノ御山陵ヲ御經營アラセラル、ニ当リシカモ丁丑ノ歳ヨリ乙卯ノ歳マテ三年ノ日次ヲ費シ給ヘリシコトナレハ御山陵ハ至大森嚴ニシテヨシヤ千万年ノ後ニ降ルト雖モ決シテ無智ノ細民等カ細小ナル耒耜ヲ以テ之ヲ夷ケント欲スルモ得ヘカラサルノ理察スヘシ、若シ果シテ後世ノ細民等カ僅々ノ土毛ヲ貪シカ為メニ輕々ナル挙ヲ以テ容易ニ夷ケ得ヘキ程ノ事ナラハ何ソ專ラ皇太子ノ大御心ヲ御喪葬ノ事ニ留メ給フモノト云ハンヤ、豈又一ノ御山陵ノ事ノ為メニ三年ノ日次ヲ費ヤシ給ハンヤ、此一段專ラ御陵ノ御在所ヲ謂フモノニアラスト雖モ皇太子ノ御孝純ト云ヒ御大勲アル大御祖ノ御事ト云ヒ当時開國ノ御勢力ト云ヒ又薩隅日三州ノ間ニ現存スル神代ノ御三陵其他畿内近洲ナル著名ノ御大陵ニ就テ御規模ノ壮大ナル等ヲ彼是比較参考スレハ蓋シ御埋碑文ノ説甚タ信拠シ難キ知ルヘシ

其四大日本史ニ曰ク、七十六年丙子春三月十一日甲辰天皇橿原ノ宮ニ崩ス、年一百二十七畝火山東北ノ陵ニ葬ル云々、註ニ曰ク、古事記ニ陵ハ畝火山白禰尾上ニアリ

又七十六年三月神武帝崩ス、皇太子（綏靖天皇）資性純孝悲慕已ム無ク心ヲ葬事ニ悉シ庶務一ニ庶兄手研耳ノ命ニ委ス、丁丑ノ歳九月十二日丙寅神武天皇ヲ葬ル、中略己卯歲山陵ノ事畢ル云々

夏雲曰ク、^② 文文ハ皆書紀ニ拠リ註ハ古事記ニ出タリ

其五前王廟陵記ニ延喜諸陵式ヲ採リテ曰ク、畝火山東北ノ陵ハ畝火櫃原ノ宮ニ御宇神武天皇大和国高市郡ニ在リ、兆域東西一丁南北二丁守戸五烟云々、註ニ曰ク、古事記ニ曰ク、畝火山北方白禰ノ尾上ニ在リ

夏雲曰ク、本書ニ畝火山東北ノ陵トハ書紀ニ拠テ言フナルヘシ、サレハウシトラノスミノミササギト訓ムヘキヲ文字ノ如クウシトラノミササギト訓マセタリ、^③ スミノニ文字コソ御陵ヲ知ルヘキニイト肝要ナルヲ捨テ訓マサレハ書紀ヲハ能クモ見ヌモノニ似タリ、又白禰ノ尾上ハ古事記ニ拠テ言フナレハカシノヲノウヘト訓ムヘキヲコモ亦文字ノ如クシラカシノヲノウヘト訓セタリ、同シク古事記ヲハ能クモ見ヌモノ、如シ、加之此廟陵記ハ元禄十一年ノ印本ニテ同シキ九年ニ平安ノ人松下某カ自序アリ、此時代ハ徳川五代將軍ニ当リ有名ナ柳沢吉保其閣老以テ大ニ天下ノ神社仏閣及ヒ山陵ニ事アリシ日ニシテ即チ元禄十一年諸陵周垣成就記ナルモノアリ、其ハ当時内秘ノモノナレハ世ニ知ルモノナカリキ、然ルニ柳沢ノ家臣ニ有名ナル書家細井広沢ナルモノ身其事ニ与ルヲ以テ別ニ一本ヲ手記シテ家ニ藏ムルモノアリシヲ夏雲幸ニ書肆ノ古紛本中ニ於テ之ヲ得タリ、其趣キ甚タ廟陵記ニ似テ年代モ全ク同シ頃ナレハ或ハ廟陵記ハ窃ニ周垣成就記ニ拠レルモノカ、其ハトモアレ関東五代ノ將軍ニ当リ柳沢閣老ノ時ヲ得タレバコソ此ノ如キ盛事モ行ハレテイト有難キ御事ノ

限りニハアレト神武天皇御陵御在所ヲ謬リ認メ初メシモ亦此時代ヨリナルヘシ、イカント云フニ広大名勝志、大和名所図会、御陵図、聖蹟図、諸陵一隅抄、山陵志、其他御陵ヲ云フクサクサノ書籍ハアレト多少廟陵記ノ説ヲ引用セサルモノナク且廟陵記ハ其趣キ諸陵周垣成就記ニ似タレハナリ、ア、廟陵記ハ聖蹟ヲ唱へ時世ヲ警ムルノ嚆矢ニシテ最モ貴重スヘキノ書ト雖モ惜哉御陵ヲ知ルヘキニ重要ナル白禱ノ尾上ヲシラカシノ尾上ト訓ミ書紀ノ東北陵ヲウシトラノミサ、キトヨミタルニテ既ニ此天皇ノ御陵ノ御在所ハ失ヒタルモノト云フヘシ

其七元祿十一年諸陵周垣成就記ニ細井広沢カ自序アリ、曰ク、今年大和国宇多ノ住人我同僚ト成侍ル、九月廿七日其ノ人カリモウテケルニ語テイヘラク、ヲト、シ帝陵ノ御尋有テ某モ役ニサ、レ大和路ノ旧趾悉ク巡リ侍リシカ神武天皇ノ御陵畝火山ノ東北ニヲハシマス、田ノ中ニテシル人ナカリシ、所ノ民ジブノ田トヨヒ侍リ神武ヲ伝テアヤマルト見エタリ、京兆ノ命ヲウケテ土ヲ重ネ垣ヲ結ヒテ土民近ツクコトヲ得ス、ソノ外ノ陵トモ皆カクノ如シマコトニ照代ノ政多キ中ニモ是等ハ唐土マテ聞ヘテ目出度御事ナメリト云フ云々

夏雲曰ク、コ、ニ云フ京兆トハ当時京都所司代職ナル松平紀伊守ナリ、サテモ御陵ノ御在所ヲ誤リタルハ此元祿年間ノ調ヲ以テ第二期トモ云フヘシ、此調ハ土人カ神武田ト字ナスルヨリ深クモ思ヒハカラス此レナリケリトウカト心得テ他ニクサノシカルヘカラヌ事

アルニハ少シモ心ヲハ用ヒヌナルヘシ、抑々神武田ナルモノハ御陵又ハ御廟所アツテ後之カ神田ヲ寄セ奉ラレシモノナルハ言フマテモナク又後世所ノ民カ土毛ヲ利スルカ為メニ其土ヲ夷ケテ水田トナセシ程ノ地ナリセハ往昔世ノ未タ開ケサルノトキニ於テハ是等ノ地ハ池沼ノ如キ有様ナリツラン、サバカリノ低地陰湿ノ場所ナリセハ我々カ祖先ノ冢地ヲ當ムニシテモアルマシキコトナルニ將軍家ノ命ハ嚴カナレトモ其時其役々ニサ、レタル人々ノ深クモ心掛又ハ是非ナシト云フヘシ、カクテ文久ノ頃ニモ是等ノ誤ヲ継キ更ニ掘リ試ミテ文許ノ深キニ至レハ朽木其他種々ノ古器物ヲ得タリトテ御埋碑文ノ確タル拠トスルニ至レリ、夏雲等広ク海内陵冢ノ露出スルモノニ就テ考フルニ陵冢モト地ヲ掘リテ埋葬セシモノニ非ス、先ツ山岡ニ就テ其地理ヲ相シ既ニシテ其地面ヲ平夷シ之ニ棺ヲ据ヘ然ル後チ四方ヨリ磐石ヲ用テ之カ槨ヲ作り其上ニ厚ク土砂ヲ盛り更ニ樹木等ヲ移シ樹タルモノナリ、故ニ其地質ニ依ツテ上部ニ覆フ所ノ土壤粘力ノ乏シキカ如キモノハ多年ノ後土民又ハ盜賊ノ之ヲホリアバカサルモ風雨ノ蝕スル処其自然ニ於テ往々露出スルモノアルヘシ、之ヲイカ
ンソ水田ヲ掘リテ其下底ニ於テ御在所ヲ得ルノ理アラシヤ

其八同追記ニ曰ク、戊寅ノ夏紀伊守殿仰ニ大和ノ奉行ニ帝陵ノ御在所書附出セト申渡セシニ大猷院殿御時御尋アリシニ其時ノ奉行イカ、思ヒケン大和二陵一ヶ所モナキヨシ申上ル、其ヒカハ奉行所ニアリ、イカ、スヘシト伺フ、此度ハ江戸ヨリ御考一冊来レリ、クワシク吟味シ

テ上ヘシト申付シ、昔ハイカニシテカクシケルヤラン、カクシ難キ物ヲカクセルトノ御直談ナリ云々

夏雲曰ク、戊寅ハ元禄十一年ナリ、紀伊守ハ前ニ云フ京都^⑤所司代ナリ、大猷院殿トハ徳川三代將軍ナリ、三代將軍ノ比ニハ御世ノ治リテ未タ年久シカラネハ其市正牧民ノ職ニアル官吏ト雖モ一片干城ノ武夫ノミナレハ其武断ヲモテ大和ニ御陵一ヶ所モ無シト答ヘラレシニテ之ヲ後世ノ唯々トシテ命ハ奉シナカラモ深ク其事ニ任セヌモノニ比スレハ其時代ト人柄ト推ハカラレテ潔シト云フヘシ、若シ時代違ヒノ人ナリセハ帝陵ノ御事ナリ、関東ノ巖命ナリ、奈良ノ奉行程ニテカク不骨ニ答ヘラレマシキナリ、コハ御陵参考ニハ与カラネトモ時代ノ尤モ感スヘキモノナレハ因ミニコ、ニ記セリ

其九広大和名勝志ニ曰、畝火山ハ畝樋村ノ上ノ方ニ在リ、巍然トシテ独立シ他山相連ナルナシ云々

談峰縁起便蒙ニ畝火畝傍雲飛雲根火等ニ作り八木村ノ南一里許俗ニ慈明寺山ト云フ、大和三山ノ一ナリ云々

畝火山口ノ神社昔ハ畝火山腹ニアリ、今頂キニ遷ス、祭ル処神功皇后ニテマシマスナリ、畝火明神トナツク、神名帳三代実録ニ出ツ、又宮寺ヲ国源寺ニ云フ、西ノ麓ニ神祠ノ趾アリ、今御旅所ト云フ、又山腹ニ馬繫ト云フ所アリ、樋畦大谷吉田慈悲明寺山本大窪四條小世堂等

ノ氏神ナリ、毎歳二月朔日霜月初子日撰州住吉社ヨリ禰宜一人土持一人僕一人馬一匹ヲ牽来リ此山ノ土ヲ取ル事旧例トナス、何レノ代ヨリ初リシコトヲ知ラス云々

此山岩山ニテ砥石ヲ出シ又岩ノ間ヨリ往々陶器出ツ、雨後ハ多ク顛ルコトアリ、之ヲ見ルニ全ク人造ニシテ天工ニアラス、岩堅クシテ之ヲ取ル全キモノナシ、按スルニ是埴輪ノ類ナルヘシ、往昔此地ハ万願寺トテ四十二院アリ、其礎石猶アリ云々

夏雲曰、大和名所図会ノ説モ之ト異ルコトナシ、其畝火山口ノ神社ハ昔シ山腹ニアリ、今山頂ニ遷スト、又西ノ麓ニ神祠ノ趾アリ、今御旅所ト云フト云フモノハ今ノ御旅所即チ古ノ畝火山口ノ神社ナルヘシ、ソハトモアレ畝火山口ノ神社ト云ヒ畝火明神ト名ツクト云ヒ畝火村其他近村ノ氏神ト仰キ奉リナカラ神功皇后ニテマシマスナリト云フハ最モ疑フヘキモノニシテ此御山ニ神功皇后ヲ祭り奉ルヘキ謂ハレナキナリ、其ハ後段ニ譲リテ言フモノアラン、次ニ例年本山ノ土ヲ住吉ノ社ニ運ヒ給フコト由アリケナル事ナカラ今其起原ノ知レサレハイカントモスヘカラス、或ハ神武天皇乙卯ノ秋九月シキチツヒコトウケシ椎根津彦弟ツヒコトウケシ狷等ニ詔シテ天ノ香山ニ土ヲ取ラシメ天ノ平瓮ヲ作り給ヒテ天神地祇アマツミカクニツカミヲ祭り給ヘリシ埴安ノ御吉例ノ如キモノニアラサルカ、尚尋ヌヘシ、次ニ此山岩山ニテ砥石ヲ出シ又岩間多ク埴輪ノ類ヲ出セリト云ヘリ、サレハ前ニモ言フカ如ク古祭器ヲ出スノ地比々皆アリ、古器物ヲ出スヲ以テ古山陵ノ例トセハ本山モ亦是レ山陵ニアラサルカ、本山即チ山陵ナリトセハ何天皇ノ山

陵トシテ可ナランカ、最モ考ヘサルヘカラス

其十古事記伝ニ云フ、御陵ハ畝火山ノ北方白禱ノ尾上ニアリ、伝ニ曰ク、白禱尾上ハカシノヲ訶志能袁能字ノウヘ閑ト訓ムヘシ、中サテ山ノ袁ト云フニ峯ト尾トノ二ツアリ、尾ハ鳥獸ナトノ尾ト同シクテ山ノスソノ長ク引延ヒキハヘタル処ヲ云フ、中カシ略白禱ノ尾トハ畝火山ノ北面ノ尾ニテ白禱樹ノ多クアリシヨリ此名ヲ負ヘルナルヘシ云々

夏雲曰、白禱尾上ハカシノヲノウヘト訓ムヘシト確ニ教ヘラレタルハイトメダシ、又山ニ峯ト尾ト二ツアリト云フモ善シ、但シ尾ハ鳥獸ナトノ尾ト同シク山ノスソノ長ク引延ヘタルヲ云フトアレト、是ハ尾ノ文字ニカ、ハリタル説ニテ我国ノ通称ナル尾ト云フモノトハイタク違フナリ、我俗ニハ山ニ峯ト尾トノ二ツアリテ其差別ハ峯ハ高山ノ巔ヲ云ヒ尾ハ端山短山長山ナトノ巔ヲ云ヘリ、中ニモ巾ノ広キヲ太尾狭キヲ細尾又ハ瘠尾ナト云ヒ櫛アリテカシハ尾櫛アリテナラ尾篋ノミ生テサ、尾又ハ松ノ尾梅ノ尾滝ノ尾ナトノ類其アルモノニ從テ山ノ名ハ負ヘレトモ皆其山ノ頂ヲ指サ、ルハナシ、サレハ尾ト云フモ尾上ト云フモ尾根ト云フモ皆山ノ頂ニテ合類節用ニ本朝ノ俗山巔ヲ謂テ尾ト云フトアル是ナリ、又万葉卷ノ八小治田朝臣廣耳ノ歌ニホト、キスナケヲノウヘ雲公鳥鳴峯乃上ト尾ニ峯ノ文字ヲ当テ其九大伴卿筑波山ニウツムキノホリヲノウヘヲ登ル長歌ニ嘯鳴登岑上乎ト尾ニ岑ノ文字ヲ遣ヒタリ、此他嶺上ヲ尾ノ上下訓セタルハ往々アリ、サレハ尾ハ山ノ頂ヲサセルコトハ古クヨリ今ノ俗ト違ハスヲ知ルヘシ、又畝火山北

面ノ尾ニテ云々トアレト御陵ノ御在所ヲ畝火山ノ北面ト指セルコトハ二典ニモ未タ見当ラス、凡ソ御陵ノ御在所ヲ論シタル書籍ハアレトモ彼ノ二典ニ畝傍山北方トアルヨリ論者ハ多ク畝傍山ノ北面ノミニ心ヲ入レソコナリ否コ、ナリト言ヘレト共ニ其指ス所五十歩百歩ノ違ヒヲ出サルナリ、北ノ方豈ノ面ノ謂ナランヤ、殊ニ畝火山ハ南面ニ寛カニシテ旧都ニ対スレハ南面ハ即チ山ノ表ナリ、北面ニ岨チ旧都ニ背キタレハ北面ハ即チ山ノ裏ナリ、当時大御祖ノ御山陵ヲ定メサセラル、ニ当リ山ノ陽ニ向ヒテ勢ノ寛ニシテ帝都ニ対シタル表面ヲ措テ却テ之ニ返対セシ其岨チタル裏面ニ於テ葬リ奉ルヘキハ只理ニ於テモ無キノミナラス上代ノ陵冢ハ多ク南面セサルモノナキヲヤ、更ニ後段ニ於テ言フ所アルヘシト雖モ此一役御陵ノ御在所ヲ知ルヘキ参考ニ於テモ最モ肝要トスヘシ

同書ニ曰ク、此御陵今ハ詳ナラス、但シ綏靖天皇ノ御陵ト申シ伝ヘタルハ綏靖ニハ坐サスシテ此神武天皇ノ御陵ナルヘキ、其ハ山本村ノ西慈明村ノ南ニ連キタル高キ所ニ在テ即チ畝火山ノ西北ノ方ニ属シタル岡ノ上ニテ正シク尾上下云ヘキ地形ナリ、其註ニ是ハ山ノ西北ノ方ナレハ書紀及ヒ式ニハ東北トアルニハ違ヒタレトモ御陰井ノ上ノ御陵モ正シク此山ノ西ナルヲ書紀ニハ南トアル違ヒアレハ必スシモ東北トアルニ堅ク泥ムヘキニ非ス、式ハ書紀ノ儘ニソ挙ラレツラン、サテ松下氏カ前皇廟陵記ニ此御陵ノ下ニ百年可リ以來壞ツテ糞田ト為シ民其田ヲ呼ンテ神武田ト字ス、暴汚ノ所為痛哭ス可キナリ、数畝ヲ餘シテ一封ヲ為シ云々

夫レ神武天皇ハ神代草昧ノ蹤ヲ繼キ東征シテ中州ヲ平ケ王道ノ興リ実ニ此ニ創ル、我国君臣億兆ノ当ニ尊奉ヲ致スヘキノ廟陵ナリ、澆季此ニ至ル哀哉ト云ヘリ、大和志ニモ四條村ニ在リト云ヘリ、是等ニ云ヘルハ四條村ノ一町許東ニテ畝火山ヨリハ五六町モ東北ノ方ニアタリテ田間ニ僅ニ三四尺許ノ高サナル小丘ニテ松一本桜一本生テアリ、誰モ是ヲ此御陵ノ趾ト思フメレト決シテ是ニハ非ス、マツ地形白禱ノ尾上ナト云フヘキ処ニ非ス、久シキ世々ヲ経レハ山モ變テ平ニナルナト常ノナラヒナレトモ其モナホ其トハ見ユル物ナルニ此他^(地)ノサマハ然ラス、山トハ清ク離レテ其間ニイサ、カモ尾ノ壞レタラン蹤ナト思ハル、小高キモ残ラス、凡テ此ワタリハ元ヨリ平原ナリケル地トコソ見ヘタレ、且上ツ代ノ御陵ナトヲ今見奉ルニアリツルマ、ニ全キモアリ、又發キ壞ハレテ内ノサマノ顕露ニナレルナトモ多ケレトモ何レモ^(イ)イト高ク大キク山ノ如クニテ内ノ石棺ナトスヘテ^(イ)ヲホロケナラス、当時大キニ嚴シカリシホト推計ラレテ着明キヲ是ハサラニ上ツ代ノ御陵ノナコリトハ見ヘス、同シ山ノ辺ニテ安寧懿德ノ御陵ナトハサハカリ高ク大サナルニ此御陵シモカリソメナルヘキ理ナキヲヤ、是ハ稍々近キ代ニヲコノモノ畝火山ノ東北ニアタリテ此丘ノタマ^(イ)アルヲ見付テユクリナク是ソト定メタルヘシ、サレト白禱ノ尾上トアルヲモ考ヘス上ツ代ノ御陵トモノサマヲモ知ラスシテイト妄ナルコトナリ云々

夏雲曰ク、綏靖天皇ノ御陵ト伝ヘタルハ綏靖ニハ坐サテ神武天皇ノ御陵ナリト云フハ記伝

ノ説ナカラ從ヒ難ク又書紀ノ方位ニハ堅ク泥ムヘカラスト云フモ受ケカタシ、其ハ御陰井ノ上ノ御陵ハ安寧天皇ニテ此御陵ハ書紀ニ西南トアルカ如ク正シク畝火山ノ西南ニ当レリ、記伝ニハイカニ違フト云フラン、サテ次ニ前王廟陵記及ヒ大和志ニ云フ四條村ニ在ル御陵ト云フモノハ決シテ御陵ニハアラヌ、クサノノ理ヲ攻メ此ハ近キ頃ヲコノモノカユクリナク見付テコ、ソト定メタルニテ白禱ノ尾上モ上ツ代ノ御陵ノサマモ知ラヌ妄ナルコトナリトアルソイトモノメテタケレ、夏雲等モ謹テ此説ニ從フモノナリ、四條村ノ冢トハ即チ文久中ニ定メサセラレシ御陵是ナリ

其十一山陵志ニ曰ク、大祖ヲ神武ト為ス、神武陵ハ畝火山東北ノ嶠ニ在リ、白禱ノ尾上ト云フ夏雲曰、山陵志ノ諸説多ク從フヘキモノアリ、故ニ今神武帝陵ヲ論スルノ本文并ニ註脚ノ全文ヲ挙ケ每段例ニ從ツテ聊カ卑説ヲ挿メリ、サテ本文ニ畝火山東北ノ嶠トハ書紀ニ拠テ云ヒ白禱ノ尾上トハ古事記ニ拠ツテ云フナリ、今二典ノ記スル所ヲ合セ一所トナシ御陵ノ御在所ハ畝火山東北ノ嶠ニテ白禱ノ尾上ト云フ所ナリト云ヘルハ二典ヲ見ル活眼ト云フヘシ、夏雲等如キモ謹テ此説ニ從ハンモノナリ

按ニ大祖ノ中国ヲ平定シ、畝火東北ノ地ヲ相シ以テ^(土中)中土ト為シ、宮ヲ營ミ^(南カ)檀原ノ宮ト云フ、蓋シ其宮檀ヲ樹ルヲ以テ名ツクル所カ、古事記檀ヲ^{カシ}白禱ニ作ル、^{カシ}白禱ハ檀ナリ、又陵ノアル所ヲ称シテ白禱ノ尾上ト云フ、是之ヲ移サス宮樹ヲ以テ即宮名ヲ取ルナリ、尾上ハ山嶠尾ノ

如キモノ、上今畝火山東北ノ嶋ニ御陵山ト呼フ所墳然トシテ隆起ス、此ナリ云々

夏雲曰ク、宮樹ハ之ヲ移サス、其自然生ヲ以テ宮名ヲ取ルノ説又従フヘシ、但シ尾上ハ山嶋尾ノ如キモノ、上ト云フハ前ナル古事記伝ノ説ト類シ未タシキ所アリ、故ニ其尾ノ如キモノヲ尋ヌルカ為メニ却テ山嶋ヲモ見失ヒ終ニ畝火山丑寅ノ方面ニ向ツテ墳然隆起スル所ヲ措テ此ナリト云フニ至レリ、惜哉、然レトモ之ヲ文久中御新定ノ四條村御陵地ニ比レハ尚嶋ト云フニモ尾上ト云フニモ稍因ミアルモノニ似タリ

註曰、大和志ニ此ヲ以テ神八井ノ墳トナス、神八井ハ畝火山北ニ葬ルト史ニ於テ之アリト雖モ其山嶋平地未タ其処ヲ詳ニセス、今按スルニ認テ爾カ曰フ、若シ果シテ神八井ノ墳ナラハ其位已ニ人臣又何ヲ以テ伝テ之ヲ御陵ト謂ハンヤ、今呼シテ御陵ト云フ、是土人ノ口碑素ニシテ偽ラス、此類拑シテ采ルヘシ、大ニ夫ノ好事者ノ臆ヲ以テ附会スルカ如キニ非ルナリ

夏雲曰、此一段ノ説其理アルニ近シト雖モ凡ソ事ノ訛ヲ伝フルモ亦土人ノ常ニシテ果シテ其帝陵ナレハトテ御陵ト伝フヘシトモ言ヒ難シ、謂フ、看ヨ近クモ土人カ神武田ヲ治部ノ田ト伝ヘ安寧陵ヲ姉山ト呼ヒ綏靖陵ヲ主膳塚ト唱フルル如キノ類アリ、又神八井耳ノ命ハ綏靖天皇ノ御兄命ニ在マシ其先帝ノ諒闇ニ当リテハ御兄弟ノ尊御密策ヲ協ヘ以テ帝家ヲ御安全ナラシメ給ヒシ御勲モ坐マシ殊ニ綏靖天皇ノ御孝純ナル必ス御兄命ニモ御弟道ヲ尽サセラレシナラン、而シテ神八井耳ノ命ハ天皇ノ四年夏四月ニ薨シ給ヘハ御尋ノ御事ナトハ大

御祖二次キテ御嚴重ノ事ナルヘケレハ土人ノ御陵ト伝ヘサルノ理モ果シテ無シトスヘカラス、且ツ夫ノ好事者ノ臆ヲ以テ附会スルカ如キニ非スト云フハ素ヨリ為ニスル所アツテ言フナルヘシ、其為ニスル所トハ何ソヤトアラハ前ニ古事記伝ノ説ニ神武天皇ノ御陵今ハ詳ナラス、但シ綏靖天皇ノ御陵ト申シ伝ヘタルソ綏靖ニハ在サスシテ此神武天皇ノ御陵ナルヘシナト云ヘル條ヲ指セルナリ、カク人ノ言ヲ臆断トハ言シト山陵志モ亦土人カ神八井耳ノ冢ト伝ヘタルヲハ神武天皇ノ御陵ナリト言ハ、同シク臆断ハ逃ルマシキナリ

按ニ但其状高壮ナラス、且宮車ニ象ラス、乃チ以テ上古大朴製未タ備ハラサルナリ夏雲曰、其状ノ甚高壮ナラサルモノハ神武天皇ノ御陵ノ為ニ固ク采ラサルナリ、且上古大朴製未タ定ラスト云フト雖モ其宮車ニ象リ境域ヲ定メ役夫ノ製限スルカ如キハ却テ後ノ御制度ニシテ上古ハ自ラ上古ノ御制度ニ於テ一定ノ則アリ、故ニ君臣男女共ニ其陵家ヲ見テ知ルヘシ、制ナクンハ何ソ知ルヲ得ン、山陵志山陵ヲ説ク甚タ詳ナリト雖モ未タ男女陵冢ノ異形アルヲ言ハス、此ハ九州ナル薩隅日ノ如ク上古陵冢ノ多ク遺存スルモノニ就テ知ルヘキノミ

註ニ、廟陵記ニ云フ、畝火山ノ東北百年(陵)以来犁テ糞田ト為シ名ツケテ神武田ト曰フ、猶數歩ヲ余シテ一封冢ト為ス、今其地ヲ問ヘハ果シテ謂フ所神武田アリ、然レトモ平地ニシテ山嶠ヲ距ル東北三丁許リ、乃チ尾上ノ名ニ合ハス、且ツ謂フ所數歩ヲ余シテ一封冢ヲナスモノ亦

神武田ニ非ス、神武田ヲ距ル又東北三丁許リ古墳アリ、蓋シ此ヲ指スナリ、夫レ民ノ無智惟地利ヲ貪リ乃チ妄ニ天子ノ陵墓ヲ掣ニ至ル、然レトモ殆ソント其石棺ニ及テ慄々畏怖敢テ之ヲ侵サス、遂ニ其数歩ヲ余シテ一封冢ト為ス、是レ物ノ情ナリ、苟モ之ヲ平ケテ其上ヲ糞田ニス、乃チ是ノ如キハ愨ナリ、尚何ソ一封冢ヲ三町外ニ營シヤ、疑フラクハ其古墳ハ是レ當時陪葬スル所カ、或ハ神八井ノ類決シテ神武陵ニ非ルナリ、神武田一名美贇佐伊是レ美佐々岐ノ訛ル所即チ山陵ノ謂ナリ、山陵廟ト俗其言ヲ互ニス、今神武田ヲ謂テ美佐々岐ト曰フ、蓋其嘗テ廟アルヲ以テナリ、相伝フ旧嘗テ神武ノ祠廟神武田ノ地ニ在リ、昔年ノ水燎廟之カ為メニ漂スル所而後大窪村ニ遷ス、大窪寺ノ趾国源寺アリ、又伝フ国源寺モ亦嘗テ神武田ノ傍ヨリ茲ニ遷スト、多武峯記ニ拠ルニ泰善法師ナルモノアリ、天延二年三月十一日畝火山東北ニ行キ一奇老人ニ遇フ、泰善ヲ顧ミ謂テ曰、朕カ為ニ大乘法ヲ講シ国家ノ幸福ヲ禱レ、朕ハ是レ人皇ノ始祖ト、言畢テ乃チ見ヘス、泰善此瑞ヲ以テ毎年三月十一日輒チ来ツテ法華ヲ誦ス、故ニ貞觀二年大和守藤原国光為ニ堂宇ヲ創シ国源寺ト号スト云フ、夫其説ノ誕妄ナル固リ浮屠氏ノ常、然リ而シテ其堂宇此ニ由テ創造シ即チ神武田ノ傍ラ塔トウノカイラウチ垣内ト曰フ、其名ニ就テ而シテ考レハ疑ラクハ是レ當時堂廟ヲ建ルノ所因テ美佐々岐ト称スルカ

夏雲曰ク、此註ノ諸説皆取ルヘシ、就中平地ニシテ山嶠ヲ距ル東北三町固ヨリ尾上ノ名ニ遇ハスト云ヒ又世俗陵廟ト其言ヲ互ニスト云ヒ此墳ノ如キハ當時陪葬スル所ト云ヒ又美

佐々岐ノ名ハ堂廟ノ在リシヨリ起ルト云ヒ此地ノ如キハ決シテ神武陵ニ非スト断言スルニ至ル、其見ル所最モ善ト云フヘシ、夏雲等モ謹テ此諸説ニ従フモノナリ、而シテ彼ノ薩隅日ノ如キ其地一大陵冢アレハ必ス其近傍二三ノ小冢アラサルハナシ、土人之ヲ控ヘ冢ト云フ、彼御埋碑文ニ曰フ、掘ツテ丈許ニ至リ往々得タルト云フ朽木ノ如キハ果シテ当時堂宇ノ朽木ナルヘキモ亦能ク知ラレタリ

夏雲又曰、以上諸説ノ外皇陵志、山陵帖御陵所考ノ類ナホ多シト雖モ共ニ挙ケテ論スヘキモノナシ、独リ聖蹟図志其図稍捩ルヘキモノアリ、今神武天皇御陵ニ関スヘキ四図ヲ挙ケ以テ之カ図解ヲ述ル、左ノ如シ

〔第一図〕〔第一大和高市郡畝火山四方ヲ示ス〕略、『聖蹟図志』より「山陵位置之図第一大和国」

〔第二図〕〔第二畝火山南面之図〕略、『聖蹟図志』より「大和高市郡檜隈及身狭越智並畝傍山四辺諸陵図」

〔第三図〕〔第三畝火山西北面之図〕略、『聖蹟図志』より「畝火山西北面之図」

〔第四図〕〔第四畝火山北面之図〕略、『聖蹟図志』より「畝火山北面」

第一図ハ山陵位置図中ニ於テ大和高市郡畝火山四方ヲ示スカ為ニ之ヲ采レリ

第二図ハ畝火山南面ノ図トハアレト稍東西ニ向ヒタル図ナリ、且山形モ僅ニ山嶺ノミ似タルニ

過キスト雖モ其近傍ナル地理地名ヲ知ルヘキニ甚タ便アルヲ以テ之ヲ采レリ

第三図ハ畝火山西北面ノ図トハアレトモ是モ亦山ノ趣キニ拗ラハ却テ西南面ニ多ク触レタルカ如シ、イカントナレハ甲ノ畝火山口ノ神社趾即チ今ノ御旅所及ヒ慈明寺村ハ正シク畝火山西南面ノ麓ニテ畝火一山ヲ総テ爰ニ支配スヘキノ地理ヲ占ムレハナリ、故ニ本山ノ一名ヲ慈明寺山トモ云ヘリ、是慈明寺村ハ畝火山脈ノ茲ニ起ル所ナリ、其乙ハ古事記伝ニ云フ綏靖陵トハアレト神武天皇ノ陵ナリトイタク論シタル所ナリ、是ハ記伝ニ尾ハ山ノスソノ鳥獸ナトノ尾ノ如ク長クエ引延タル所ヲ云フト言フニ泥ミテ見レハナリ、イカニセン我俗ニハ前ニモ言ヘル如クヨリ尾ハ山ノ嶺ヲ言ヘルヲ

第四図ハ畝火山北面ノ図トハアレト山ノ形勢ハイタク違ヘリ、只其近傍ノ地形地名ヲ知ルニ便リナルノミ、其甲ハ文久年間ニ新ニ定メサセラレシ神武天皇ノ新御陵ニテ古事記伝ニモ山陵志ニモ此塚ハ畝火山ノ縁ヲハ清ク四五町ヲ距レタル地ナレハ決シテ此天皇ノ御陵ニハアラスト断言シ、就中山陵志ニハ天延天元ノ間ニ創立セシ御廟趾ナリト云ヘリ、世ニ此ニ善書アツテ今ノ御陵ハ其真ニ非サルコトハ已ニ明ナリ、其乙ハ土人ノ伝ヘニ神八井耳ノ命ノ冢ニハアラテ是ハ正シク神武天皇ノ御陵ナリト山陵志ニイタク論スル所ナリ、陵墓一隅抄ニモ此地山陵志ノ説考フヘシト云ヘレトモ是モ亦此山ノ東北ノ隅ヲ取り違ヘ且尾上ハ山隅尾ノ如キモノ、上ト云フニ深クモ泥メレハ果シテ受ケカタシ、丙ハ文久中ヨリ今ニ至ツテ綏靖天皇ノ御

陵トスル所ニテ元祿周垣成就記ニハ神武天皇ノ御陵トセシ所ナリ、謹テ按スルニ円融帝ノ御時貞元二年大和守藤原ノ国光多武峯ノ僧泰善カ言ニ由ツテ此地ニ神武帝廟及ヒ堂宇ヲ創立セラレシハ紀元ヲ去ル已ニ遠ク一千六百余年ノ後ニシテ其言元來仏徒妄誕ノ説ニ出テ、畝火山ノ向背御陵ノ御在所ニモ論ナク一向已ニ便利ナルヘキノ地ソトセシモノナレハ是ソ神武天皇御陵ノ御在所ヲ誤ルノ第一期トスヘキモノナリ、是ヨリ稍六百五十年ヲ経テ元祿十年ニ至リ関東ノ嚴命ヲ以テ御陵ノ周垣ヲ正サレシ時其役ニ指レタル人々ノ深クモ心ヲ用ヒサルヨリ此堂廟趾ノ神武田ト云フヲ認テコ、ナリケリト易々ト定メタルハ是非ナキコトナリ、是レ御陵地ヲ謬ルノ第二期ト云フヘシ、是ヨリ後チ更ニ二百余年ヲ経テ文久三年ニ至リ御陵ニ事アリシ日モ既ニ元祿ニ於テ周垣ヲモ正サレシ地ト云ヒ其地ニミサムザイノ名サヘアレハ同シクコ、ナラント掘ツテ深キニ至リ種々ナル古器物ヲ得タレハ之ヲ抛トシテ弥々今ノ新御陵ヲ定メシモノナランカ、此レコソ御陵ノ御在所ヲ誤ルノ第三期トモ申ヘケン、カケマクモカシコケレト神武天皇ノ真御陵ハ正シク此ニアラスシテ別ニ坐スヘキハ論ナク其別ニ坐スヘキ真御陵ノ御在所ヲ茲ニ陳述スルニ方リ先ツ畝火山ノ形勢ヨリ説キ起スヘシ

畝火山ノ形勢タル左ノ甲乙二図ニ示セルカ如ク東西^(北)ニ聳ヘ岨チ西南ノ寛ク延タル野中ニ独立セル丘山ナリ、サレハ前ニモ言ヘル如ク山勢ノ寛ク延ヒ帝都ニ向ヒタル西南面ヲ以テ表面トシ之ニ背キテ聳ヘ岨チタル東北面ヲ以テ裏面トスヘキハ山ノ形勢位置ニ於テ論ナキモノト

スヘシ、サテ畝火山ノ表裏ト位置ノ確ニ定リタル上ハ古事記ニ云フ白禱ノ尾上ノ地ヲ定ムヘシ、サレハ尾上ト云フモ尾ト云フモ我俗ニハ古クヨリ総テ山ノ嶺ヲ言ヘリトセハ先當時帝都ヲ相シ給フニ畝火山南方ノ地ニテシカモ檀樹ノ多ク生シタル場所ハ神大和ノ国ノ最中ニテ其地位殊ニ宜シキニ協ヒタレハ茲ニ帝都ヲ定メ王宮ヲ建サセラレ名ツケテ檀原ノ宮ト称シ此宮樹ハ遠ク畝火山ノ頂上ニマテ推連リテ生シタレハ即チ畝火山ノ頂キヲモ同シク檀ノ尾上ト称シ給ヒシナルヘシ、古典ニハ檀^{カシカシ}白^{カシカシ}禱^{カシカシ}訶志トサマノ文字ヲ借り用ヒタレトモ其物ハ異ルコトナシ、ソレカクノ如ク畝火山ノ頂カ即チ白禱ノ尾上ナリセハ此天皇ノ御陵ハ此山ノ頂ニ在サテハ協ハヌコトナリ、且ツ其北ノ方ト言ヘルハ帝都ノ北ニ当テ之ニ向ヒ南面ヲ表トスル山ナレハ其山頂ハ帝都ヨリ云フモ山形ヨリ云フモ北方ナラサルヲ得ス、既ニ古事記ニ云フ白禱ノ尾上ノ地ヲ知り得タレハ更ニ書紀ニ云ヘル丑寅ノ嶠ヲ尋ヌヘシ、是又前ニモ云ヘルカ如ク畝火山ハ東北ニ切立タルカ如ク西南ニ寛ク延テ更ニ東北ニ向ツテ漸ク高ケレハ此第一高キ処即チ長ク延タル西南ノ表面ヨリ云ハ、正シク丑寅ノ嶠ナルヘシ、サレハ本山ノ第一高キ処カ白禱ノ尾上ニテ白禱ノ尾上ハトリモ直サス丑寅ノ嶠ナルコト甚タ明ナリ、カク二典ニ記サレタル文字ハ異レトモ御陵ノ御在所ヲ指セルハ即チ同一ノ地ナリ、嗚呼尊シトモ有難シトモ申スヘキ様ハナカルヘシ、山陵志ニモ東北ノ嶠ニテ白禱ノ尾上下云フ処ト見來シハ其二典ヲ見ニ於テハ活眼ト云フヘケレト實際ニ至リ其山嶠トスル処ノ指ル方此山ヲ越エ且稍東北ノ麓ニ

迄下リテコ、ソ此山ノ嶮ナリト見テシヨリ土人カ神八井耳ノ命ノ冢ナリト伝エタルニモカ、ハラス御陵ハ此ナリト言フニ至レリ、サレト之ヲ古事記伝ニ書紀ノ方位ニモ抛ラス綏靖陵トハ伝レトモ神武天皇ナリト云フニ比スレハ或ハ優リタルカ如シト雖モ其実ハ互ニ五十歩百歩ノ争ヒナルノミ、茲ニ古事記ニ云フ白禱ノ尾上カ直ニ書紀ニ云フ丑寅ノ嶮ノ御陵ナリセハ本山表面其帝都ニ向ヒタル西南ノ麓ニ於テ畝火山口ノ神社趾アルヲ見テモ當時ハ正シク畝火山全山ヲ以テ皇祖ノ御陵山ト定メ給ヘリシモノナルヘキコトモ明ニ知ラレタリ、カクアリテヨリ御規模ノ壮大ナル彼ノ神代ノ御三陵及ヒ畿内近州ナル著名ノ大山陵ニ比例スルモ御大祖ノ御山陵ト尊称シテ恥ナキモノト云フヘケレ、サレハ當時皇太子ノ御孝純ヲ以テ大御心ヲ專ラ御喪事ニ留メ給ヘリト聞ヘシモサモアリナント惶ミ奉ルヘシ、アニ又尊トカラスヤ

〔甲〕 図〔第一畝火山正面〕略

〔乙〕 図〔第二畝火山後面〕略

第一図ノ甲ハ夏雲等カ云フ本山丑寅ノ隅ニテ白禱ノ尾上下指ス処ナリ、其乙ハ御旅所及ヒ慈明寺村ニテ即チ本文ニ云フ一山ヲ総括スルノ地理ナリ、本山ノ四辺諸村アリト雖モ此山慈明寺村ニ属スルモノハ天然自然ノ地形ヲ備ヘ此所旧御廟アリシノ畝火全山ノ御陵山ナル知ルニ定ルヘシ、而シテ四条村ナル御陵ハ貞元中ノ創立ニ係レハ新御新廟(陵)又ハ別御廟ト云フヘシ、旧御廟ハ今山上ニ遷シ奉リ別御廟ハ今大窪村ニアリ

第二図ノ甲ハ土人ノ伝フル綏靖陵ニシテ古事記伝ニ白禱ノ尾上ト云ヘル所ニ当リ書紀ノ方位ニ拘ハラサルナリ、其乙ハ土人ノ神八井ノ墳ト伝フルモノニテ山陵志ニ丑寅ノ嶋白禱ノ尾上ト云フ所ナリ、其丙ハ文久中ニ定リタル新御陵ノアル所ナリ

畝火山一ニ御峯山ト云フ、御峯トハ皇祖ノ坐マス大峯ナレハ之ヲ尊称スルナリ、又畝火山口ノ神社ハ中古ヨリ山頂ニ遷シ奉リ麓ニハ其御旧趾ノミニテ爰ヲハ今御旅所ト称セリ、サレハ此山口ノ神社ハ元來神武天皇ノ御廟所ナルヲ中古山上ニ遷シ奉リ後ニハ其祭神モ神功皇后ニテマシマセリト諸書ニハ見ユレト此御山ニ神功皇后ヲ祀リ奉ルヘキ謂レナシ、依リテ又謹テ按スルニ神武天皇ハ人皇ノ大御祖ニマシマセハ當時ハ此御陵ヲ人皇御陵トモ此御山ヲ人皇山トモ土人ハ称シケンヲ後ニハ人皇ヲモ人王トサヘ申シ奉ル様ニナリテ更ニ神功皇后ノ大御名ノ一時世ニ高カリシヨリ人皇シシゴウヲハ神功シシゴウトシモ土人ハ思ヒ訛レルコトモ無シトスヘカラス、尋テ乱レタル世ノ久シキカ程ニハ終ニ然ルヘキ物ノ書ニモ其訛伝ノマ、ヲ記セシモノカ、サレハ畝火山口ノ神社ハ上ツ代神武天皇ノ御廟ニテ此御廟ヲ中古山上ニ遷シ奉リシナレハ今山上ニ在ス、御社ハ神武天皇ノ大廟ナルノ外ハアラシ、カ、ル訛伝ノ例ハ先ニモ言ヘル如ク神武田ヲ治部ノ田安寧陵ヲ姉山綏靖陵ヲ主膳塚ナト云フモアリ、又九州ナル日向国ハ神武屢神都ヲ遷サセラレシ地ナレハ至ル処古陵冢モ多ク中ニモ宮崎ノ上ツ方高岡郷ノ如キハ其原頭正シク四十八所ノ古墳ヲ連ネテ遺存スルモノアリ、是等ノ墳上ニハ社堂ノアルアリ、又無キアリ、

其社アルモノヲ問ヘハ曰天神ナリ、天神トハ何ソヤト問ヘハ天満天神ナリト答ヘ又何ノ天神ナルヲ知ラスト答モアリ、其堂アルヲ問ヘハ曰地藏ナリト云ヘリ、是レ皆上ツ代ニハ天ツ神國ツ神ノ称呼モ正シク其天ツ神ヲ葬シ墳ヲ天神ノ墳ト伝ヘ國ツ神ヲ葬リシ冢ヲハ地神ノ冢ト伝ヘシヲ後ニ菅原ノ神ニ天満天神ノ号ヲ賜ハリテ天満天神ノ御名世ニ高カリケレハ世ニアラユル天神ノ社ハ尽ク天満天神ノ社ナリト土人ハ心得ルカ如ク成り行キシト同シ例トモ云フヘク、又薩摩國可愛ノ山陵ハ古ク其山上ニ大廟ノ在リシヲ後ニ故アリテ山腹ニ遷シ奉リ麓ニハ別ニ御廟ナシ、大隅國高屋ツカヤノ山陵ハ山上ニ小社アリ、麓ニ大廟アリ、又同國吾平山ノ山陵モ山上ニ小社アリ、今ハ國ヲ隔テ日向國鶴戸ノ御廟アリ、是古ハ大隅薩摩共ニ日向國ナレハ當時ハ國ヲ隔テシニアラス、是等ノ例ニ由ラハ此天皇ノ御陵モ御陵所ニ小社アリテ山下ニ大廟アリシヲ後ニ山下ノ大廟ハ廢シテ山上ナル小社ノミ存セシモ知ルヘカラス、果シテ然ラハ後ニ山口ノ神社ヲ山上ニ遷シ奉リシニハアラテ山上ノ御社ノミカ残りタルナリ、又故アリテ後世神功皇后ヲ此山ニ祀リ奉リシニモセヨ古事記ニ云フ白禱ノ尾上ハ畝火山ノ頂ニテ書紀ニ云ヘル丑寅ノ嶋ハ畝火山上ノ嶋ヲ指シ畝火山口ノ神社趾ヨリ之ヲ見レハ畝火山ノ全山ハ正シク神武天皇ノ御陵山ナルヘシト夏雲等ハ恐ミソレミ考ヘ奉ルナリ

サテモ記伝ニハクサ〜論シタル末綏靖陵ヲ以テ此天皇ノ御陵ナリト云ヘルヲ山陵志ニハ暗ニ好事者ノ臆断ナリト言ヒナカラ山陵志モ亦論シタル末神八井耳ノ命ノ冢ヲ以テ此天皇ノ

御陵ナリトスルハ其臆断ヲ脱レス、今夏雲等亦カク卑見ヲ述ヘ終ニ畝傍山全山ヲ以テ御陵山トナシ其山頂ヲ指テ白禱ノ尾上ナリトスルモ亦是臆断ノ外ニ出スト言ハンカ、然レトモ臆断ナルモノハ皆其人ノ卓見ナルモノナレハ願クハ多ク衆人ノ臆断ヲ集メ塩土ノ老翁ヲ待ツテ之カ分明ナル教ヲ乞フコトヲ心誠ニ之ヲ求メハ何ノ世カ淡海ノ老嫗塩土ノ老翁ノ現セサルノ時アラシヤ、穴賢穴賢

謹テ言上仕候、別冊神武天皇御山陵考ノ事大和国高市郡畝火山北方ニ於テ文久三年ノ頃新ニ御取調ノ上既ニ御溝渠御周垣ニ至ル迄御巖重御落成ノ今日ヲ以テ右御陵地ノ真偽当否等今更彼是陳述センコト職外潜越ニ涉リ恐懼ニ堪ヘサレトモ乍去当御陵地ノ兼テ相違セシコトハ往々世人中ニモ私評致候者モ不尠、夏雲等モ再次本州ニ立入右新御陵ヲ拝シ奉ル毎ニ果シテ世人私評ノ如ク全ク御真地ニハアルマシキ事ヲ深ク疑惑セシノミナラス嘗テ前王廟陵記ニモ神武天皇ハ神武草昧ノ蹤ヲ継キ東征中州ヲ平ケテ四門ヲ開キ八方ヲ朝シ王道ノ興リ実ニ此ニ創リ我國君臣億兆ノ当ニ尊信ヲ致ヘキノ廟陵ナリ云々

又山陵志ニモ山陵ハ猶宗廟ノ如ク苟モ有之無ケレハ則チ臣子何ヲカ仰カン、臣子惟コ、ニ仰テ則チ其礼隆ナリ律ニ謀ツテ山陵ヲ毀ツ之ヲ大逆ヲ謀ルト謂フ、与ニ八虐ノ一二居リ其刑重シ是王者ノ孝ヲ以テ天下ヲ治ムルノ由ツテ基スル所ナリ、胡ソ其レ敬畏セサルヘケンヤ云々
今皇国ノ臣民ニシテ親シク御陵ヲ奉拜センモノアランニ其心裏既ニ御陵御在所ノ真偽ニ疑惑

ヲ抱カハ敬畏尊信ノ心何ニ由ツテ生ス可キカ、若シ抱ク処ノ疑惑ヲ措キ強テ敬畏尊信ノ状ヲ學
 フカ如キハ却テ之ヲ瀆シ奉ルモノト言フヘシ、殊ニ方今万国ノ御交際モ日ニ広ク為ニ各国ヨリ
 来航ノ外人中ニハ往々皇國ノ古典ヲ講究シ古言ノ訓詁ヲ取調候向々モ有之哉ニ相聞ヘ万一右
 等ノ外人ニシテ一度本州ノ實地ニ立入り適々皇祖御大陵ノ御在所如何ニ心着キ其口頭ヨリ真
 偽当否等世上ニ論弁シ或ハ内外新聞紙其他ニ掲載吹聴スル等ノ場合ニ至ルアラハ御体裁ノ関
 係モ少カラス、加之既ニ世評ト同ク自己一身ニ於テモ御陵御在所ノ当否ニ深ク疑惑ヲ抱キ尚之
 ラシモ忽諸ニ附セシコト皇國臣民ノ分ニ於テ固ヨリ忍^マ難クサレハ微力ノ及フ所之ヲ講究ス
 ヘキハ勿論ニテ既ニ講究ニ因テ果シテ御真地ニアラサルコトヲ認知シ之ヲシモ黙止センコト
 ハ更ニ不忠ノ至リナランカ、且幸ニ今後外人等ノ口頭ニモ係ラス漸ク世ノ私語モ此儘日ニ消滅
 ニ属スルニ至ラハ終ニ万世不拔ノ御勲業アル我皇祖ノ御大陵ハ永遠其御真地ヲ失ヒ今ノ幸ハ
 却テ皇國臣民ニ大不幸ノ之ニ過キタルモノアルヘカラス、是則チ愚考ヲ陳述スル所以ナリ、願
 クハ其微哀ヲ納レラレ以テ越俎ノ言ヲ罪セラル、コトヲ免ル、ヲ得ハ何ノ幸甚カ之ニ過キン、
 恐懼九拜

地質調査所

明治十八年四月

農商務三等属白野夏雲

註

- (1) 「御年」は、図書寮文庫本によって補う。
- (2) 「己卯歳」夏雲曰クは、図書寮文庫本によって補う。
- (3) 「ト」は、図書寮文庫本によって補う。
- (4) 「ハ」は、図書寮文庫本によって補う。
- (5) 「京都」は、図書寮文庫本によって補う。
- (6) 図書寮文庫本により改行をしない。
- (7) 本文註(14) 参照。
- (8) 「シ之ニ背ク裏面ト」は、図書寮文庫本によって補う。
- (9) 図書寮文庫本によって改行をしない。

本論文は、平成二十九年年度成城大学特別研究助成金「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵「伝説箇所」の「調査」「審議」―宮内公文書館所蔵『臨時陵墓調査委員会録』から―」による成果の一部である。なお、研究課題と本論文のタイトルが異なるのは、近代における陵墓をめぐる動向を考えるに際して、陵墓の治定に疑義を呈する事象を幅広く捉えることが有効と判断したことによる。